



永続する日本のべっ甲細工の闇

原材料を密輸に頼る
日本の国内べっ甲市場が
タイマイの絶滅リスクをさらに高める



認定 NPO 法人 トラ・ゾウ保護基金
坂元雅行

認定 NPO 法人トラ・ゾウ保護基金 (JTEF) について

JTEF は、野生の生きものの立場に立ってその世界を守り、それを通じて生物多様性と人の豊かな自然環境を保全することをめざして設立された非営利、非政府の団体です。JTEF は日本がかかわる野生生物犯罪を撲滅し、また非持続的な野生生物取引を消滅させるために、野生動物市場を調査し、法制度の分析を行い、法執行機関および目標を共有する世界と日本の組織と協力しています。

「永続する日本のべっ甲細工の闇

原材料を密輸に頼る日本の国内べっ甲市場が、タイマイの絶滅リスクをさらに高める」

著者: 坂元雅行 トラ・ゾウ保護基金 事務局長／理事(弁護士)

発行: 2021 年 6 月

発行者: 認定 NPO 法人 トラ・ゾウ保護基金

〒105-0001 東京都港区虎ノ門 2-5-4 末広ビル 3 階

© 2021 坂元雅行・認定 NPO 法人トラ・ゾウ保護基金

この発行物のいかなる部分も許可なく複製、転載することを禁じます。

謝辞

インターネット取引に関する膨大なデータの整理と分析にあたっては、ベテランの JTEF ボランティア・スタッフに尽力いただいた。

また、“Shell Shocked: Japan's Role in the Illegal Tortoiseshell Trade” (2021 年、WWF ジャパン発行)の共著者である WWF ジャパン/TRAFFIC の北出智美氏からは、輸入差止めデータの分析方法等について、同じく WWF Australia の Christine Hof 氏からは、ウミガメ保護への世界の取組み状況等について助言をいただいた。

心より感謝申し上げます。

目次

要約	4
はじめに	7
1. 背景	8
1.1 タイマイに迫る絶滅のおそれ	8
1.2 タイマイの甲の国際取引と、日本の国内べっ甲市場	9
1.3 ワシントン条約によるタイマイの国際取引規制に対する日本政府の対応	10
1.4 日本における国内べっ甲市場の管理	11
2. タイマイの輸入禁止後に、ワシントン条約上の許可を得て日本に輸入されたタイマイの甲	12
2.1 日本へのタイマイの甲の許可輸入(1993～2019年)	12
2.2 日本からのタイマイの甲の許可輸出(1993～2019年)	12
3. べっ甲業者が保有する未加工甲板の在庫量の変化	12
3.1 未加工甲板の取得源	13
3.1.1 国際取引禁止前に輸出国で取得されていたものとして許可輸入された甲	13
3.1.2 タイマイの剥製	13
3.1.3 日本の領海内で合法的に漁獲されたタイマイ	13
3.1.4 国際取引禁止前に輸入された甲の在庫	13
3.2 加工品でない甲板の在庫量の変化	13
4. 日本のべっ甲市場で活発化するインターネット取引:「ヤフオク!」落札データの調査	16
4.1 調査の概略	16
4.2 調査結果	17
4.2.1 抽出された落札データの数	17
4.2.2 「タイマイの甲およびべっ甲製品」の落札件数・金額	17
4.2.3 「べっ甲製品」の内訳	19
4.2.4 「タイマイの甲およびべっ甲製品」出品の寡占状況	20
4.2.5 「剥製」および「全形甲」に適用される国内取引規制の遵守	21
4.2.6 加工品でない「甲板」の譲渡し等を伴う事業の届出制度の遵守	22
5. タイマイの甲の日本への密輸入	23
5.1 輸入貨物からタイマイの甲が発見された場合の税関の対応	23
5.2 タイマイの甲の輸入差止め	23
5.3 告発されるに至ったタイマイの甲の密輸入事件	25
6. 考察	28
6.1 国内べっ甲市場による助長著しい、タイマイの甲の密輸	28
6.2 タイマイの甲の密輸に対する効果的な水際取締りの欠如	29
6.3 国内べっ甲市場に対する効果的な管理の欠如	30
7. 結論	32
8. 提言	33
引用文献	35
注釈	36
別紙 1: 日本のタイマイ輸入量(年別・品目別、1993-2018年)	42
別紙 2: 日本のタイマイ輸出量(年別・品目別、1993-2018年)	44
別紙 3: タイマイの甲の輸入差止実績	46
別紙 4: 関税法違反により告発に至ったタイマイの甲に関する無許可輸入事件	48
別紙 5: ヤフオク! 落札データの調査方法	52

要約

タイマイと日本のべっ甲取引

タイマイ(*Eretmochelys imbricata*)は、地球上に生息するウミガメ類7種の一つで、国際自然保護連合(IUCN)のレッド・リストでは、「絶滅のおそれが高すぎる種」(CR)に選定されている。この状況を招いた主な理由の一つが、日本では「べっ甲細工」とよばれる工芸品の原材料とされる、甲(甲羅)を商業取引するための密漁である。

第二次世界大戦後の日本は、タイマイの甲の世界最大の輸入国となり、毎年数万匹分相当の量を輸入していた。しかし、1977年までにタイマイのすべての個体群が、「絶滅のおそれのある野生動物の種の国際取引に関する条約」(ワシントン条約)の附属書Iに掲載され、その国際商業取引が禁止された。日本は、1980年に条約を批准したが、タイマイに留保を付し、それを正式に撤回する1994年の前々年である1992年まで、一定の輸入割当てを設定しつつ輸入を続けた。さらに、留保の撤回を決断した後は、べっ甲産業を救済する目的で、タイマイを附属書IからIIへ格下げして甲の輸入を再開するための外交努力を展開した。ところが、2000年代の初めには、輸出国と想定したキューバの協力が得られなくなり、輸入再開の見通しは失われることとなった。業界は、養殖されたタイマイから甲を収穫するという方策も追求し、政府も増養殖技術確立のための調査研究を支援してきたが、今日まで養殖事業実用化のめどはまったく立っていない。このように、1992年までに合法的に輸入されたべっ甲在庫は遠くない将来枯渇し、その時点で、日本のべっ甲産業の命運は尽きると思われた。

べっ甲細工原材料、唯一の供給源である、禁止前に輸入された「合法」在庫の不合理に小さい減少幅

事実、べっ甲業者らが在庫する未加工の甲板(甲羅全体を薄く覆う鱗状のもの。これを「べっ甲」と呼ぶことも多い。)は、1995年から1998年にかけてほぼ半減した(年平均約28トンの割合での減少)。しかし、その後は、2001年時点で主務官庁が在庫枯渇を予測した2011年になっても、約47.2トンが残存する事態となる。さらに、この2011年から6年を経た2017年においても、約28.7トンの在庫が残存していたことになっている。1998年から2017年までの減少は、年平均でわずか4.0トン、2006年から2017年までで見れば2.5トンに過ぎない。他方、これらの在庫量を主務官庁に報告してきたべっ甲業者の数は、この20年間大きくは変化していない。

べっ甲業者らの手で行われてきた、密輸べっ甲による「合法」在庫の積み増し

べっ甲業者らが報告する「合法」在庫の減少幅が不合理ほど小さいのは、1994年から2006年頃までを中心に、その後も継続して密輸入されたべっ甲が、業者らの在庫に積み増されたためであると考えられる。密輸べっ甲の消費量は「合法」在庫の変化に反映しないから、べっ甲業者らは実際の消費量とはかけ離れた、わずかな「合法」在庫の減少を報告することができたのである。

密輸は、タイマイに対する留保が撤回された 1994 年当初から多発した。その甲を新規に輸入する可能性を絶たれたベツ甲業者やそこにタイマイの甲を納めていた商社の一部が密輸に手を染めたのである。他の業者も、それらの者から密輸ベツ甲を買い取った。たとえば、2021 年に告発された事件の被告人で、もともと貿易会社を営みベツ甲関係の業界団体のためにベツ甲輸入を手掛けていたブローカーは、「昔の客から頼まれれば、世話になったことであり、嫌とは言えない」と公判で述べるとおり、禁止後もベツ甲の輸入を継続していた。1994 年から 2006 年までに税関で輸入が差し止められた密輸ベツ甲の総重量は 4,200kg を超える。しかし、それも氷山の一角である。たとえば、タイマイの甲の密輸事件 3 件に関与したある犯罪グループ(首謀者は、現在も政府に事業を届け出て合法的にベツ甲取引を行っている長崎の事業者)は、1998 年までに約 300kg の甲の輸入を税関に差し止められる一方で、約 690kg の密輸に成功していた。また、量は不明であるが、1997 年と 2002 年にそれぞれ告発された事件の首謀者は、その間の 5 年間、国内のベツ甲業者への売却の算段をつけたうえで密輸を継続して行っていた。前記のブローカーに至っては、タイマイの取引禁止以来 20 年以上、摘発されることなく密輸を継続していたのである。これらの例をみるだけでも、相当量の密輸ベツ甲が業者の在庫に供給されていたことに疑いはない。輸入禁止以前に輸入された建前となっている「合法」在庫は、既に密輸品にまみれてしまっているというのが実態というべきであろう。

過去にタイマイの甲の密輸入で告発された計 10 件の刑事事件の分析は、密輸の発生と日本の国内ベツ甲市場・業界との深いつながりも明らかにした。まず、全件において、ベツ甲業界の原材料需要に応じて利を回ることが密輸の動機となっており、9 件で、密輸ベツ甲を特定のベツ甲製造業者(密輸を行った製造業者本人を含む)へ供給することが想定されていた。さらに、10 件中 8 件に、現在種の保存法にもとづいて合法的にベツ甲の譲渡し等の業務を行う届出事業者自身またはその親族(父)が関与していた。事件の直接の当事者にはなっていないが、現在も届出事業者にして、その代表者が日本ベツ甲協会の役員でもある会社が、代表者の親族(父)の犯行による 2 件を含む 4 件において、密輸ベツ甲の販売先と想定され、または実際にその販売先となっていた。

活発なインターネット取引に見る、日本におけるベツ甲細工に対する根強い需要

犯罪によって得られた原材料に依存してまでベツ甲産業が自らを生き永らえさせてきたのは、日本にはベツ甲細工の需要が根強く、一定規模のベツ甲市場が成立しているからだと考えられる。そこで、今日の国内ベツ甲市場の中でも取引が活発化しているインターネット取引の現状を把握することとした。調査したのは、日本最大のネットオークションサイトである「ヤフオク!」におけるタイマイの甲およびベツ甲製品の落札状況である。その結果、2018 年および 2019 年の 2 年間で約 1 万 8 千~3 万件、金額にして約 2 億 2 千万~3 億 2 千万円にもものぼるタイマイの甲およびベツ甲製品が、約 1,700 から 1,800 に及ぶ出品者 ID を利用する者らによって、取引されていることが分かった。件数では、低単価で大量に販売される多彩な装身具が 70%超を、金額では、高単価で販売量が大量ではない眼鏡フレームが 2 分の 1 弱を占め、これらのベツ甲細工が主力商品となっていた。日本の国内ベツ甲市場において、今も相当規模のベツ甲細工の供給が求められていることは明らかといえる。

べっ甲の密輸を必然的に引き起こす根本原因から目を反らし続けた日本政府の責任

税関が仮にタイマイの甲の探索努力をある程度高めたとしても、現実国内への侵入を防止できる密輸品は全体の一部にとどまらざるを得ない。そのことは、前記のとおり過去の非常に低い摘発率、タイマイの甲の密輸は、産地に供給者を配したり、継続して運搬に従事する運び屋や郵便物受け取りのための名義貸人を確保するなど、組織的・計画的な犯行が目立つこと、また再犯率が高い可能性があることなどから明らかである。それにもかかわらず、政府は、国内に紛れ込んだ密輸べっ甲の合法市場からの排除を怠ってきた。「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」に基づく規制の仕組みでは、加工品でない甲板から、市場で小売されているべっ甲製品までを追跡することができない。同法が定める、タイマイの未加工甲板の譲渡を伴う事業の届出制度は、事業を届け出たべっ甲製造業者がルーティンな台帳記録を通じて自身で行う誠実な取引管理に頼る仕組みに過ぎないからである。このように政府は、密輸べっ甲の「合法」在庫への継続的な供給には積極的な対策をとろうとしない一方、四半世紀にわたって相当額の補助金を投入し、前記のとおり、輸入解禁と増養殖研究の2本立てで原材料確保を図り、べっ甲産業を救済しようとした。結局はその両方で失敗し、2017年3月には、この事業を終了したが、これを節目に、違法な供給源に依存することなく在庫が枯渇し、産業が寿命に達するのはいつなのか、厳格に検証すべきであった。ところが、政府はそれを怠ったばかりか、地域産業振興のための補助という名目のもとに、べっ甲産業を延命させるための支援措置を続けている。これは、密輸の助長に加担するにも等しい。

ますます高まるべっ甲密輸リスクに対して、日本政府がとるべき対策

この様な中で、近年、タイマイの甲の輸入差止めがほぼ10年ぶりに多発の傾向にある。1994年から2006年にかけてなだれ込んだ密輸品で補充されたとはいえ、じりじりと減少する「合法」在庫の補充を渴望するべっ甲業界の置かれた厳しい現状がそこに見て取れる。タイマイの甲の密輸リスクは明らかに高まっており、日本の国内べっ甲市場がこの傾向を引き起こしていることは明白である。このまま事態を放置すれば、絶滅のおそれが極度に高いタイマイの生存に対する脅威はさらに高まるであろう。

以上を念頭に置いたうえで、日本政府がとるべき対策ははっきりしている。国内べっ甲市場は、未だにべっ甲細工に対する高い需要によって維持されつつ、その生産に不可欠な原材料を調達するには犯罪行為に依存するしかないという異常な状態にある。それが近年、絶滅のおそれが極度に高いタイマイの密輸をいっそう助長しているのである。このような市場は、可能な限り早期に、計画的に閉鎖しなければならない。

はじめに

ウミガメ類の1種であるタイマイ *Eretmochelys imbricata* の甲(甲羅)は、独特の模様、色合い、光の透過性、加工しやすい性質をもつが故に¹、日本では「べっ甲細工」と呼ばれる工芸品の原材料とされる²。日本によるタイマイの甲の消費は、その規模が世界的にも突出、戦後は世界最大となった。一方、タイマイは、海洋汚染、漁業に伴う混獲、産卵場所の環境破壊等に加え、甲の取引を目的とした乱獲によって絶滅に瀕することとなった。そのため、ワシントン条約では早くから附属書Iに掲載されて国際商業取引が禁止されたが、最大の輸入国である日本は1980年によく条約を批准すると同時にタイマイを留保し、一定の輸入割当量を設定しつつ輸入を継続した。14年後の1994年になってようやく留保を撤回、輸入が禁止されることとなったが、その直後から、産官一体となり、ワシントン条約における取引解禁とタイマイ養殖のための試験研究の2本立てでべっ甲産業の原材料確保が試みられることとなった。しかし、取引解禁についてはワシントン条約における十分な賛同が得られないまま、将来の輸出国と見定められたキューバの協力が得られなくなり、増養殖も事業化の見通しを立てることができないまま今日に至っている。そのため、禁止前に輸入された甲の在庫が枯渇するとともに、国内べっ甲市場は遠からずフェーズアウトしていくとみられていた。ところが、輸入が絶えてから四半世紀が経過するにもかかわらず、現在も製造業者のべっ甲在庫は尽きることがなく、国内べっ甲市場は依然として健在である。そのような中で、近年、タイマイの甲を密輸する試みが活発化する傾向がみられる。そこで、日本のべっ甲市場がタイマイの甲の取引を目的とした密漁を助長している可能性が改めて懸念されることとなった。

近い将来、タイマイの国際取引が正規に認められる可能性は極めて小さい一方で、ワシントン条約の場では、タイマイを含むウミガメ類の違法な国際取引の状況を把握し、問題点への対策を講じる努力は継続されている。2019年8月に開催された第18回締約国会議(CpP18)では、常設委員会に対し、タイマイ等のウミガメ類の違法取引に関する情報を検証し、CoP19へ必要に応じた勧告を行うよう求める決定等が採択された³。

以上の状況を踏まえて、WWF ジャパン、TRAFFIC およびトラ・ゾウ保護基金は、報告書“SHELL SHOCKED: JAPAN'S ROLE IN THE ILLEGAL TORTOISESHELL TRADE”を共同で発表、タイマイの甲を日本へ密輸入する試みが近年増加していることを明らかにするとともに、インターネット取引で活発さを見せるべっ甲市場が密輸を助長するリスクを指摘し、日本政府に対し、べっ甲の密輸入に対する法執行の強化、現行の在庫および国内取引に対する規制の厳格化、さらに、オンラインでの取引にかかわるEコマース企業に対しても、自社プラットフォーム上でのウミガメ製品の取引を自主的に禁止する措置をとるよう求めた⁴。

本報告書では、上記報告書で言及されているタイマイの甲の輸入差止実績、事業者のべっ甲在庫の変化、べっ甲製品のインターネット取引の現状に関する詳細等を述べるとともに、2021年に告発されたべっ甲製造・卸売業者およびべっ甲専門ブローカーによる密輸事件を含む、過去10件の告発事件の分析を通じ、密輸べっ甲のcock内市場への流入状況ならびに、密輸入の発生に日本のべっ甲業者および国内べっ甲市場がどのようなかわりを持っているのかを明らかにする。そして、これらの考察に基づき、日本政府に対する踏み込んだ提言を行う。

1. 背景

1.1 タイマイに迫る絶滅のおそれ

ウミガメ類は1億年以上も前に地球上に現れ⁵、以来広大な海洋を回遊し、海域と陸域をつなぐ海岸を利用し、長い進化の道りを歩んできた。ウミガメ類は、この海洋および海岸環境、そして、タイマイ *Eretmochelys imbricata* を含むいくつかの種についてはサンゴ礁生態系の保全における象徴的な存在といえる。すべてのウミガメ類は絶滅の脅威にさらされている。現在の脅威には、気候変動、近年注目されているマイクロプラスチックを含む人工物による海洋汚染、漁業に伴う混獲、産卵場所の環境破壊、卵の採取、甲や肉目的の捕獲・取引などが含まれる⁶。ウミガメ類はウミガメ科及びオサガメ科の7種からなり、タイマイは、ウミガメ科の1種である⁷。



スラウェシ島(インドネシア)マカッサルで取引されるタイマイの甲(2002年に著者が行った現場調査より。)

タイマイは、その英名(Hawksbill turtle)の由来となった鳥類のくちばしのような細い尖った口先を持ち、体長70~90cm、平均体重60kgに成長する中型のウミガメである⁸。全てのウミガメ類の中で最も熱帯地域に偏って生息し、大西洋、太平洋、インド洋の熱帯海域に広く分布、日本近海は太平洋分布域の北限に相当する⁹。タイマイは、個体数が3世代で80%以上も減少し、国際自然保護連合(IUCN)のレッド・リストで「絶滅のおそれが極度に高い種(CR: Critically Endangered)」に選定されている¹⁰。タイマイに特有で深刻な減少要因となっているのが、その甲を商業取引するための密漁である¹¹。そのため、タイマイのすべての個体群が、1977年までにワシントン条約附属書Iに掲載され¹²、商業目的の国際取引が禁止されている。

タイマイの甲(甲羅)は、黄色の地に赤褐色または黒褐色のモザイク状の模様を有する背甲、淡黄色の腹甲およびそれらをつなぐ甲とからなり、それぞれ表面はケラチンの発達した鱗のような甲板に覆われている¹³。背甲には中央に5枚、その両側に4枚ずつの計13枚の瓦状に重なる甲板(べっ甲業界では、「背甲」、「甲羅」などと呼ばれる)と、それを縁取る23枚の小さな甲板(べっ甲業界では、「縁甲」、「爪」、「ツメ甲」などと呼ばれる。)がある。腹甲には、6対計12枚の甲板(べっ甲業界では、「肚(ハラ)甲」などと呼ばれる。)がある¹⁴。



左:背甲の甲板、右:腹甲の甲板

1.2 タイマイの甲の国際取引と、日本の国内べっ甲市場

古代エジプト以来アクセサリーなどに珍重され、17世紀頃のヨーロッパで流行したタイマイの甲の利用ではあったが、19世紀におけるセルロイドの発明、第二次世界大戦後のプラスチック等の素材の普及により、ワシントン条約の調印(1973年)までには、ヨーロッパやアメリカ市場にとって重要な商品ではなくなっていた¹⁵。これに対し、アジアの国々では17世紀頃から熱帯の観光みやげ物の需要と連動して、その後も活発な需要が持続、マカッサル(インドネシアのスラウェシ島最大の都市)とバンダ海(スラウェシ島とニューギニア島間の海)から水揚げされたタイマイの甲およびその工芸品は、広東、マニラ、シンガポールを經由し、中国、ジャワ、セイロン、インド、日本へ供給されていた¹⁶。第二次世界大戦後は、特に日本での未加工甲板の需要が拡大した¹⁷。

日本ではタイマイの甲板を使った工芸を「べっ甲細工」と呼ぶ¹⁸。べっ甲細工は、江戸時代の元禄年間(1688 - 1704)から始まり、櫛、髪飾り等贅沢な装飾品が大名の奥方や花魁等のために作られていた¹⁹。明治時代(1868-1912)には、べっ甲細工の製造業が輸出用加工産業として急速に発展、第二次大戦後には、従来からべっ甲細工の拠点であった長崎への観光客が増加し、全国的なネックレスブームと相まって、べっ甲製品が量産された²⁰。タイマイの甲の輸入量は、1951年の177.181トンがピークであり²¹(タイマイ16万7000匹相当²²)、その後1970年~1979年には年平均44.691トンが輸入され、特にワシントン条約が調印された1973年には73.20トン、日本による条約批准の前年である1979年には63.55トンが輸入された²³。そして1980年の批准後も、タイマイを留保し、年30トンに設定された輸入割当の範囲内で輸入が継続された²⁴。1970~1986年の時期に輸入された量全体の50%以上がパナマ、キューバ等のカリブ海・ラテンアメリカ諸国からの、約30%がインドネシア、シンガポール等のアジア諸国からのものだった²⁵。日本は世界最大のタイマイの甲の輸入国だったのである²⁶。



スラウェシ島(インドネシア)マカッサルにある商社の倉庫。タイマイの国際取引禁止前、日本のべっ甲業者向けにタイマイの甲を輸出していた。豊富な未加工甲板の在庫を持つ(2002年に著者が行った現場調査より)。



マカッサルの港町パオトレにある網元・水産物卸売業者の倉庫。業者は豊富な未加工甲板の在庫を持つ(2002年に著者が行った現場調査より)。

日本は、今なお相当規模に及ぶ合法べっ甲市場とべっ甲製造産業を擁する、世界的に稀有な国と考えられる。今日、べっ甲細工を製造する業界の中枢を成すのは、4つ(東京3, 長崎1)の業界団体であるが(計49事業者)²⁷、国に事業の届出を行っている製造業者(1.4参照)の数は、2020年12月時点で298にのぼる²⁸。これらの製造業者は、業者間の交換・取引により原材料となるタイマイの甲板を仕入れており、その相場は2021年時点で、1斤(600g)当り8000～30万円(1万円以上～50万円/kg)とされている²⁹。こうして製造されたアクセサリー、眼鏡フレーム、装飾品、各種工芸品等のべっ甲細工は、デパート、専門店、宝飾店、観光土産物店で³⁰、またインターネット上で³¹オープンに販売されてきた。



長崎の土産物店で売られていたべっ甲細工(2003年)

1.3 ワシントン条約によるタイマイの国際取引規制に対する日本政府の対応

日本は1980年にワシントン条約を批准したが、タイマイについては「留保」し、1989年まで年間約30トン(2万8000匹相当³²)の輸入割当量の範囲でタイマイの甲を輸入し続けた³³。しかし、取引継続に対する国際的な非難を受けて輸入割当量を減らし、1993年には輸入割当量をゼロとした³⁴。その翌年である1994年には留保を撤回、同年7月以降、タイマイの甲の国際商業取引が原則的に禁止されることとなった³⁵。

日本は、後年の留保撤回に先立って輸入割当量を段階的に減らすにあたり、近い将来タイマイを附属書IからIIへ格下げし、甲の国際取引を再開するための方策の検討を開始した³⁶。具体的には、日本へタイマイの甲を輸出する意向のある国を確保するとともに、条約における取引再開容認に向けた多数派工作を行うための外交活動を展開する³⁷。取引のパートナーとされたのは、取引

禁止直前の段階で日本に対する最大の輸出国であったキューバ³⁸である。また、日本政府がタイマイの留保を3年後(1994年)に撤回することを決定した1991年度には、「べっ甲産業等救済対策費」として、9億5400万円が補正予算に盛り込まれ、対策事業の実施主体として通商産業省(現:経済産業省)が監督する「日本べっ甲協会」を、前述の団体を含むべっ甲業界団体等に設立させた³⁹。こうして、カリブ海におけるタイマイの資源量調査、取引再開のための業界関係者や専門家の国際会議への派遣、べっ甲産業の重要性に関するPR、国内でのタイマイ増養殖技術の研究等が実施されてきた⁴⁰。1992年からの10年間には、年2~3億円の補助金が交付されている⁴¹。その際立った成果が、ワシントン条約CoP10(1997年)およびCoP11(2000年)における、タイマイの附属書Iから附属書IIへの格下げおよび政府在庫甲板の輸出を求める提案がキューバからなされたことであった⁴²。それらCoPの準備のため、日本べっ甲協会はスタッフをキューバへ派遣している⁴³。しかし、それらの提案はいずれも否決され⁴⁴、CoP12(2002年)に向けてもいったんは提案書が提出されたが、会議の開幕までに突然撤回されている⁴⁵。それ以来、タイマイの附属書改正が提案されることは無く、国内においてタイマイから甲板を収穫するための増養殖事業も事業化の道筋が見つからないまま、2016年度をもって、べっ甲産業等救済対策補助金は打ち切られた⁴⁶。しかし、その後まもなく経産省は、東京および長崎のべっ甲業界に対し、地域産業振興のためという新たな名目の下で補助金の支給を再開している⁴⁷。なお、国だけでなく、その拠点である東京都、長崎県等も、地場のべっ甲産業の経営安定を図るための、経済的支援を行っている⁴⁸。

1.4 日本における国内べっ甲市場の管理

タイマイの甲の国内取引は、1995年以来、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(種の保存法)⁴⁹によって管理されている。この管理は、全形が保持された甲の取引規制および加工品でない甲板の譲渡し等の業務を伴う事業の届出制度を通じた事業者に対する規制から成る。

全形が保持された甲の取引規制

タイマイの全形が保持された甲(以下「全形甲」という。)は、個体(生きたもの、剥製等の個体の加工品、卵⁵⁰を含む。)とともに、環境省の登録を受けない限り、国内取引(以下、譲渡しや譲受け等および販売・頒布目的の陳列・広告を含むものとする。)が禁止される⁵¹。ただし、漁業法に基づいて採捕されたものについては規制の適用が除外される⁵²。

登録を受けたタイマイと登録を受けた者に交付された登録票の取扱いについても一定の手続的な規制がある⁵³。例えば、登録を受けたものを販売・頒布目的で広告するときは、登録事項(登録を受けていること、登録記号番号および登録年月日)を表示しなければならない⁵⁴。

他方、全形甲を構成する個々の甲板は、以上の取引規制の対象とならず⁵⁵、自由に取引できる。全形甲の登録実績は、少なくとも制度が開始された1995年7月から2008年6月までの間、ゼロであった⁵⁶。べっ甲業者間の製造原材料の取引は甲板(またはその一部)の形態でなされていることから⁵⁷、これは当然の結果といえる。結局、全形甲の取引規制は、国内べっ甲市場の管理としては、まったく意味をなしていない。

べっ甲の譲渡し等を伴う事業の届出制度

タイマイの甲のうち全形が保持されていないもの、すなわち甲板(またはその一部)であって、かつ加工品でないもの(以下「加工品でない甲板」という。)の譲渡し等の業務を伴う事業を行うおうとする者は、あらかじめ主務官庁⁵⁸に事業の届出を行わなければならない⁵⁹。

届出事業者は、次の事項を遵守する義務を負う。

- ✓ 加工品でない甲板の譲受け等をする際、その譲渡人等の氏名・住所等を確認し、さらにその入手先を譲渡人等から聴取しなければならない⁶⁰。
- ✓ 上記の譲受け等の際に確認・聴取した事項、取引した加工品でない甲板の重量および主な特徴、取引年月日および取引後の在庫量等を書類(以下「台帳」という)に記載し、5年間保存しなければならない⁶¹。
- ✓ 加工品でない甲板の陳列又は広告をするときは、届出事項(届出番号、氏名または法人の名称・法人の代表者氏名、住所、譲渡し等をするのが「うみがめ科の甲」であること)を、公衆の見やすいように表示しなければならない⁶²。

主務官庁(環境省および経済産業省)は、届出事業者に対して、報告徴収、立入検査を行うことができる⁶³。

主務官庁は、届出事業者が遵守事項に違反した場合、その遵守確保のため必要な事項について指示することができ⁶⁴、届出事業者が指示に違反した場合は、3ヶ月を超えない範囲で期間を定めて、加工品でない甲板の譲渡し等に関する業務の全部又は一部の停止を命じることができる⁶⁵。

2. タイマイの輸入禁止後に、ワシントン条約上の許可を得て日本に輸入されたタイマイの甲

2.1 日本へのタイマイの甲の許可輸入(1993～2019年)

タイマイの甲の輸入割当てがゼロとされた1993年から2019年までの27年間に、日本がワシントン条約の許可を得たものとして他国から輸入したタイマイの甲については、彫刻(carving)が少量ながら継続的に輸入があり、それ以外の品目の輸入はまれである(詳細は、別紙1のとおり)。これらのうちべっ甲細工の原材料に用いられる可能性があるものについては、3.1.1でさらに考察する。

2.2 日本からのタイマイの甲の許可輸出(1993～2019年)

タイマイの甲の取引が禁止された1993年から2019年までの27年間に、日本が他国へ輸出したタイマイの甲については、彫刻(carving)が、少量ながら継続的に輸出があり、それ以外の品目の輸出はまれである(詳細は、別紙2のとおり)。

3. べっ甲業者が保有する未加工甲板の在庫量の変化

3.1 未加工甲板の取得源

3.1.1 国際取引禁止前に輸出国で取得されていたものとして許可輸入された甲

2.1 で検討した、ワシントン条約上の許可を得て輸入されたタイマイの甲のうち、べっ甲細工の原材料に用いられる可能性があるものは、品目上、甲に関するものから彫刻 (carving) および剥製 (bodies)⁶⁶を除いたものであって、かつ商業目的の取引⁶⁷とされているものに限定される。これに該当するのは、1 ないし 2 個が、ドイツ(2002 年)、フランス(2004 年)、英国(1995 年)からそれぞれ輸入された背甲 (carapaces)にとどまる。仮にこれらが製造原材料としてべっ甲業者に供給されていたとしても、あまりに少量であるから、届出事業者の在庫の傾向に影響を与えるものではない。

3.1.2 タイマイの剥製

タイマイの剥製が、べっ甲製造業者以外の者によって壁掛けの装飾品として取引されるケースは現在もある。しかし、それを分解して原材料として使用することはほとんどないとされる⁶⁸。

3.1.3 日本の領海内で合法的に漁獲されたタイマイ

日本の領海にもタイマイが生息し、しかも未だに合法的に漁獲することが許されているため⁶⁹、そうして採取されたタイマイの甲がべっ甲細工の原材料として供給される可能性がある。この点、近年、漁業法に基づくタイマイの採捕(漁業法上の捕獲概念で、混獲は除かれる。)の実績があるのは沖縄県(沖縄海区)と鹿児島県(奄美大島海区)のみである⁷⁰。このうち沖縄県では、1995 年から 2003 年まで、年間 25 匹前後の採捕承認に対して年平均 21 匹が採捕されていたが、2004 年から 2018 年にかけては、年間 20 匹前後の承認に対して年平均 3 匹が採捕されたに過ぎなかった⁷¹。鹿児島県でも、1992 年から 2007 年まで、年間 50 匹の採捕承認に対して年平均 41 匹が採捕されていたが、2008 年から 2017 年にかけては、同数の承認枠に対して年平均 21 匹の採捕にとどまった⁷²。そのため、2018 年には承認枠が 25 匹とされたが、その年の採捕実績は 3 匹にとどまっている⁷³。この経過から、仮に合法的に採捕されたタイマイの甲が製造原材料としてべっ甲事業者に供給されているとしても、その量は非常に限定的であって⁷⁴、届出事業者の在庫の傾向に影響を与えるものではないと考えられる。

3.1.4 国際取引禁止前に輸入された甲の在庫

1993 年に輸入割当がゼロとされて以降、べっ甲製造業者は、それ以前に輸入された甲の在庫を利用してべっ甲細工の生産を続けてきた⁷⁵。上記で検討した様々な入手源からのタイマイの甲は、量的に取るに足らない量であるから、べっ甲細工の原材料の「合法的な」出所は、事実上、上記在庫に限られることになる。しかし、輸入が停止している期間は既に四半世紀以上と長期化していることから、その残量はべっ甲細工の製造に応じて相当量減少しているはずである。製造業者による、違法な取得源へのアプローチを監視する観点からすると、その在庫量の変化を確かめることは非常に重要である。

3.2 未加工甲板の在庫量の変化

1.4 で述べたとおり、種の保存法は、タイマイの加工品でない甲板の譲渡し等を行う事業者(ほとんどがべっ甲製造業者ということになる。)に対して、主務官庁に事業を届け出るよう義務づけている。届出事項には、未加工甲板の届出時在庫量が含まれる。届出事業者は未加工甲板の取引に関する内容を、取引後の在庫量も含めて、台帳に記載して保存する義務を負い、主務官庁の報告徴収があれば、これに応じなければならない。運用上、2 年度分の台帳の写し提出が隔年で求められ

ている⁷⁶。この台帳の写しに記載された年度末の在庫量は、経済産業省の専用システムに入力されることになっており、届出事業者全体の在庫量を集計することが可能である⁷⁷。

この報告徴収に応じて台帳の写しを提出した届出事業者数⁷⁸の推移を表1に示した。

表1: 台帳(年度末在庫量が記載される)の写しを提出した届出事業者数

報告徴収(台帳写し提出) 対象期間	1997-1998 (1997.8~1998.7)	1998-1999 (1998.8~1999.7)	2000 (2000.4~2001.3)	
報告徴収実施年度	1998	1999	2001	
台帳写し提出事業者数	222	不明	161	
報告徴収(台帳写し提出) 対象期間	2002 (2002.4~2003.3)	2003-2004 (2003.4~2005.3)	2005-2006 (2005.4~2007.3)	2007-2008 (2007.4~2009.3)
報告徴収実施年度	2003	2005	2007	2009
台帳写し提出事業者数	175	不明	205	174
報告徴収(台帳写し提出) 対象期間	2009-2010 (2009.4~2011.3)	2011-2012 (2011.4~2013.3)	2013-2014 (2013.4~2015.3)	2015-2016 (2015.4~2017.3)
報告徴収実施年度	2011	2013	2015	2017
台帳写し提出事業者数	227	192	189	175

*2003年以降、奇数年度に、2年分の報告徴収が行われている。

出典:2001年10月30日付平成13・10・14公開経第1号行政文書開示決定実施に際しての、経済産業省製造産業局紙業生活文化課の坂元/JTEFに対する情報提供、経産省担当課の坂元/JTEFの質問に対する文書による回答(2003年3月19日付、2004年11月30日付、2007年1月31日付、2012年2月21日付、2015年6月19日付、2016年7月7日付、2019年11月27日付)

これを見ると、多少の増減はあるものの、大きな変化がない。このことは、この20年間、法令に基づいてべつ甲製造を行う届出事業者の数が大差のない規模で推移してきたことを示している。

次に、これら届出事業者の台帳に記録された各年度末の在庫量合計⁷⁹を、事業届出制度が導入された1995年7月時点で届け出られた各事業者の在庫量合計⁸⁰とともに表2に示した。

表2: 届出業者の報告した加工品でない甲板在庫量の変化

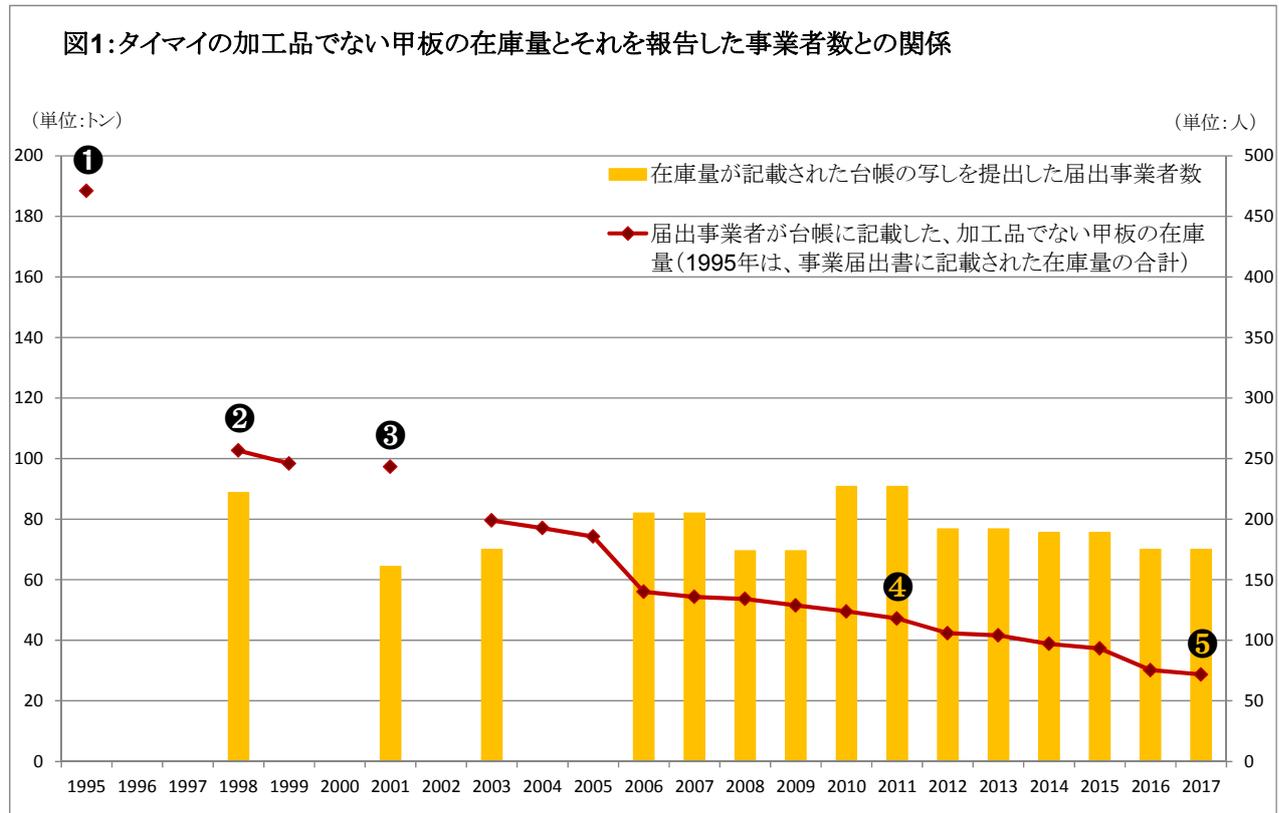
単位:トン

在庫時点	1995.7	1996	1997	1998.7	1999.7	2000	2001.3	2002	2003.3	2004.3	2005.3	
報告徴収 実施年度	-	-	-	1998	1999	-	2001		2003	2005	2005	
報告された 在庫量	188.4	-	-	102.7	98.4	-	97.3	-	79.6	77.1	74.3	
前報告時 からの減少量	-	-	-	85.7	4.3	-	1.1	-	17.7	2.5	2.8	
年平均 減少量	-	-	-	28.6	4.3	-	0.66	-	8.85	2.5	2.8	
在庫時点	2006.3	2007.3	2008.3	2009.3	2010.3	2011.3	2012.3	2013.3	2014.3	2015.3	2016.3	2017.3
報告徴収 実施年度	2007	2007	2009	2009	2011	2011	2013	2013	2015	2015	2017	2017
報告された 在庫量	56.04	54.36	53.7	51.54	49.56	47.22	42.36	41.64	38.82	37.32	30.18	28.74
前報告時 からの減少量	18.26	1.68	0.66	2.16	1.98	2.34	4.86	0.72	2.82	1.5	7.14	1.44
年平均 減少量	18.26	1.68	0.66	2.16	1.98	2.34	4.86	0.72	2.82	1.5	7.14	1.44

*1995年7月の在庫量は、その時点で事業届出をしていた各事業者の在庫量合計(TRAFFIC, 2000)

出典:経産省担当課の坂元/JTEFの質問に対する文書による回答(2003年3月19日付、2004年11月30日付、2007年1月31日付、2012年2月21日付、2015年6月19日付、2016年7月7日付、2019年11月27日付)

表 1 と 2 のデータ、すなわち未加工甲板の在庫量の記載された台帳の写しを提出した各年の事業者数と、それらの者が報告した在庫量合計との関係を図 1 に示した。



届出制度開始当初の 1995 年 7 月に 188.4 トンだった届出在庫量(図 1 ①)は、その後の 3 年間で約 85.7 トン＝年平均で約 28.6 トン減少し、1998 年 7 月には 102.74 トンとなった(②)。そこで経済産業省は、「98 年 7 月時点で、在庫は端材を含め 102.7 トン。年間使用量は、業界によると、80 年代に比較して節約使用しており年間約 4～5 トン(推計)とのことであり、利用困難な端材が多いことを勘案しても、単純計算するとあと 10 年程度は持つものと考えられる」⁸¹(下線部筆者)と、2001 年時点で予測していた。ここで述べられている「年間約 4～5 トン(推計)」という数字は、「利用困難な端材が多い」在庫からそれら端材を除いた、原材料として使用できる甲板の正味の使用量を指していることに注意が必要である。つまり、経済産業省は、2001 年時点での 1998 年時在庫量の評価として、原材料として使用できる甲板の正味量は 50 トン程度と見積もっていたことになる。

しかし、1998 年 7 月から 2 年半が経過した 2001 年 3 月には、在庫量を報告した事業者数が 161 人と 1998 年の 222 人よりも 30% 近く少なかったにもかかわらず、在庫量はわずか 5.4 トンしか減少しなかった(③)。1995 年 7 月～1998 年 7 月(3 年間)における約 85.7 トンに対して 1998 年 7 月～2001 年 3 月(2 年半)における約 5.4 トンという減少量は、半年間の期間の違いを考慮したとしてもあまりに小さい⁸²。その後は、2005 年から 2006 年にかけての比較的大きな減少を除けば、継続して緩やかな減少を示し、結果、経産省が枯渇を予測した 2011 年になっても(端材を含むとはいえ)47.22 トンという驚くべき量の在庫が残ることとなった(④)。さらに、それから 6 年を経た 2017 年になっても、28.74 トンの在庫が温存されていることになっている(⑤)。1998 年(②)から 2017 年(⑤)までの 18 年 9 か月の間に減少した在庫量は、年平均で 4.0 トン、2006 年以降でみれば年平均 2.5 トンに過ぎない。

以上の点から、べっ甲製造業者が報告してきた正規在庫の減少量は、少なくとも 1999 年以降、不合理に小さく、実際のタイマイ甲板の消費量とかい離している疑いが強い。



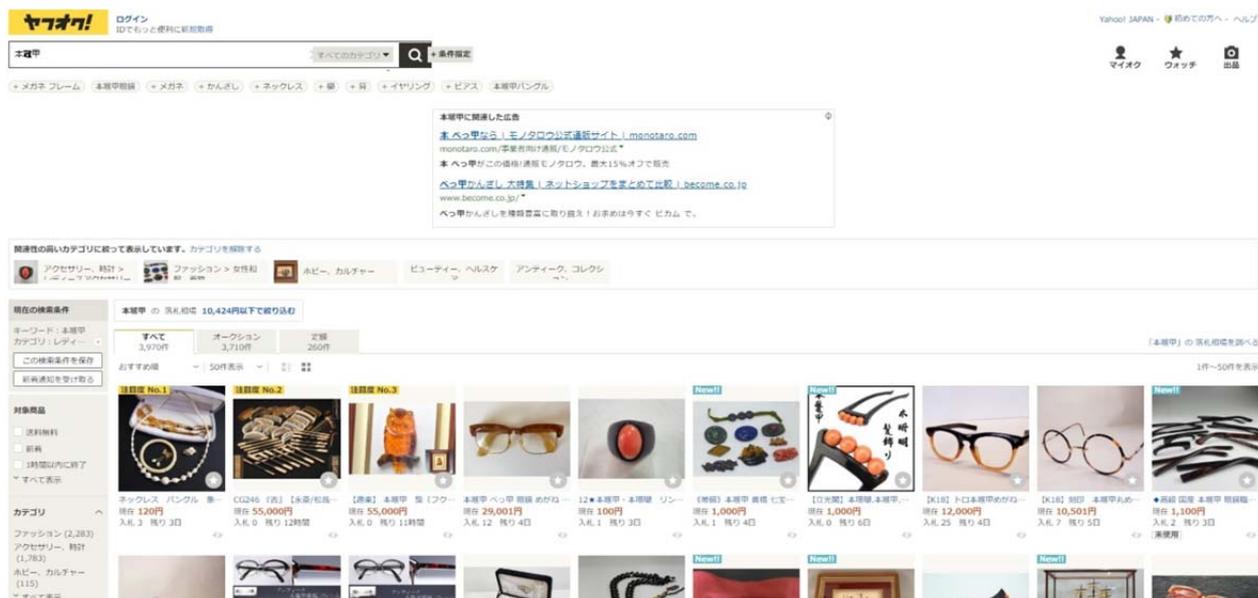
ヤフオク!で落札された背甲中央列の甲板(2018年)

4. 日本のべっ甲市場で活発化するインターネット取引:「ヤフオク!」落札データの調査

4.1 調査の概略

1.2 で述べたとおり、日本には今なお相当規模に及ぶべっ甲市場が存在すると考えられる。しかし、その規模を正確に知ることは難しい。そこで、今日のべっ甲市場の中でも取引が活発化している可能性があるインターネット取引⁸³を取り上げ、定量的なデータを把握することとした。

インターネット取引プラットフォームの中からヤフオク!を選定し、2018、2019年に落札された「タイマイの甲およびべっ甲製品」に関する定量的な情報を収集し、分析した。ヤフオク!⁸⁴は、他を圧倒する日本最大のネットオークションサイトであるばかりでなく⁸⁵、野生生物取引問題として何かとべっ甲と共通点の多い象牙について、ごく最近まで膨大な量の商品が、出品、落札されていたプラットフォームだからである⁸⁶。



ヤフオク!に出品されていたべッコウ製品

調査の方法として、ヤフオク!の落札データをダウンロードし、真正なタイマイの甲およびべッコウ製品を抽出、集計、カテゴリー分けし、各カテゴリー別の件数と金額で示し、法令遵守の状況についても検証を行った。調査方法の詳細は、別紙 5 のとおりである。

4.2 調査結果

4.2.1 抽出された落札データの数

ダウンロードデータの数は、2018 年が 43,393 件、2019 年は 33,372 件となった。

そのうち、「タイマイの剥製」に関する落札データ全体の数は、2018 年が 106 件、2019 年が 50 件、同じく「タイマイの甲」は 2018 年が 39 件、2019 年が 7 件となった。

「べッコウ製品」に関する落札データ全体の数は、A 方式(真正なべッコウ製品を極力含める方式)では 2018 年が 15,029 件、2019 年が 14,493 件、B 方式(真正なべッコウ製品でない疑いのあるものを極力排除する方式)では 2018 年が 9,481 件、2019 年が 8,145 件となった。

4.2.2 「タイマイの甲およびべッコウ製品」の落札件数・金額

タイマイの甲およびべッコウ製品の落札件数を表 3 に、落札金額を表 4 に示す。

表3 ヤフオク!におけるタイマイの甲およびべっ甲製品の落札件数
(2018, 2019年)

単位: 件

	2018年		2019年	
タイマイの剥製	106		50	
タイマイの甲	全形甲	6	3	
	甲板	33	4	
べっ甲製品(全体)	A)方式	B)方式	A)方式	B)方式
	15,029	9,481	14,493	8,145
年別計	15,174	9,626	14,550	8,202

表4 ヤフオク!におけるタイマイの甲およびべっ甲製品の落札金額
(2018, 2019年)

単位: 円

	2018年		2019年	
タイマイの剥製	579,976		505,371	
タイマイの甲	全形甲	22,312	35,400	
	甲板	201,500	28,200	
べっ甲製品(全体)	A)方式	B)方式	A)方式	B)方式
	161,764,982	115,200,405	154,057,383	101,555,179
年別計	162,568,770	116,004,193	154,626,414	102,124,150

タイマイの甲およびべっ甲製品全体の落札件数は、2018年が9,626～15,174件、2019年が8,202～14,550件であった。両年合わせた件数は、約1万8千～3万件ということになる。

同じく落札金額は、2018年が116,004,193～162,568,770円、2019年が102,124,150～154,626,414円であった。両年合わせた金額は、約2億2千万～3億2千万円ということになる。

2018年から2019年への変化をみると、件数、金額ともに8%減であり(べっ甲製品については、A、B方式の中間値を採った。)、大きな変化はないといえる。

落札実績のほとんどは、べっ甲製品が占める。べっ甲細工の原材料として取引される加工品でない「タイマイの甲」は、べっ甲製造業者間でもっぱら「甲板」の形態にて相対で取引されており、「全形甲」が取引されるのはまれである⁸⁷。



ヤフオク!で落札された全形甲(左)と、背甲側列の甲板(右)

4.2.3 「べっ甲製品」の内訳

落札データの圧倒的な部分を占める、べっ甲製品の落札件数の内訳を表5に、金額の内訳を表6に示す。

表5 ヤフオク!におけるべっ甲製品落札件数の内訳 (2018, 2019年)

単位:件

	2018年		2019年	
	A)方式	B)方式	A)方式	B)方式
べっ甲製品(全体)	15,029 100.0%	9,481 100.0%	14,493 100.0%	8,145 100.0%
装身具	10,551 70.2%	6,751 71.2%	10,289 71.0%	5,880 72.2%
調度品	624 4.2%	456 4.8%	476 3.3%	205 2.5%
眼鏡フレーム	1,475 9.8%	1,122 11.8%	1,342 9.3%	870 10.7%
撥	1,198 8.0%	393 4.1%	1,170 8.1%	424 5.2%
その他	1,181 7.9%	759 8.0%	1,216 8.4%	766 9.4%

表6 ヤフオク!におけるべっ甲製品落札金額の内訳 (2018, 2019年)

単位:円

	2018年		2019年	
	A)方式	B)方式	A)方式	B)方式
べっ甲製品(全体)	161,764,982 100.0%	115,200,405 100.0%	154,057,443 100.0%	101,555,179 100.0%
装身具	54,469,618 33.7%	39,200,315 34.0%	54,448,382 35.3%	35,897,886 35.3%
調度品	8,206,202 5.1%	5,560,559 4.8%	6,518,050 4.2%	2,932,604 2.9%
眼鏡フレーム	73,336,506 45.3%	58,173,016 50.5%	66,489,044 43.2%	50,172,168 49.4%
撥	16,736,247 10.3%	7,067,335 6.1%	16,226,545 10.5%	7,300,562 7.2%
その他	9,016,409 5.6%	5,199,180 4.5%	10,375,422 6.7%	5,251,959 5.2%

落札されたべっ甲製品の件数における内訳は、各年とも装身具が70%超を、眼鏡フレームが約10%を占め、残りが調度品、撥、その他であった。

同じく金額における内訳は、各年とも眼鏡が2分の1弱を、装身具が3分の1強を占めた。



ヤフオク!に出品されていた装身具と眼鏡フレーム

以上の点から、ヤフオク!では、装身具(相対的に低単価、大量販売)と眼鏡フレーム(相対的に高単価、小量販売)がべっ甲製品の主力といえる。

4.2.4 「タイマイの甲およびべっ甲製品」出品の寡占状況

「タイマイの甲およびべっ甲製品」の全落札データにおける出品者IDの数は、2018年が1,829、2019年が1,713であった(同一人物(法人)が複数のIDを保有していることがあるので、その数がただちに出品者の頭数を意味するものではない)。その中から大量出品者のIDを特定し、落札件数順でのトップ5を表7に、同じく金額順でのトップ5を表8に示した。

表7 ヤフオク!におけるタイマイの甲およびべっ甲製品の大量出品者(当該出品にかかる落札件数順)(2018, 2019年)

2018年					2019年					
順位	出品者ID	落札件数(件)		落札金額(円)	順位	出品者ID	落札件数(件)		落札金額(円)	
1	A	484	5.0%	1,296,472	1	D	398	4.9%	1,917,880	
2	B	402	4.2%	563,257	2	A	389	4.7%	1,215,390	
3	C	351	3.6%	1,067,571	3	C	305	3.7%	885,601	
4	E	307	3.2%	2,086,021	4	B	202	2.5%	266,270	
5	D	261	2.7%	1,214,125	5	F	192	2.3%	609,468	
総件数・総額		9,626	100%	116,004,193	100%	総件数・総額		8,203	100%	102,124,210

表8 ヤフオク!におけるタイマイの甲およびべっ甲製品の大量出品者(当該出品にかかる落札金額順)(2018, 2019年)

2018年					2019年					
順位	出品者ID	落札金額(円)		落札件数(件)	順位	出品者ID	落札金額(円)		落札件数(件)	
1	G	23,140,399	19.9%	181	1.9%	1	G	20,018,708	19.6%	153
2	H	3,487,300	3.0%	25	0.3%	2	H	3,727,201	3.6%	24
3	I	3,110,450	2.7%	75	0.8%	3	J	3,399,763	3.3%	144
4	K	2,389,308	2.1%	58	0.6%	4	I	2,771,500	2.7%	53
5	J	2,198,500	1.9%	112	1.2%	5	L	2,551,855	2.5%	56
総額・総件数		116,004,193	100%	9,626	100%	総額・総件数		102,124,210	100%	8,203

出品にかかる落札件数順でのトップ5は、2018年、2019年ともに同一の4出品者ID(A, B, C, D)によって4つの座が占められ。金額順でのトップ5でも、両年ともに同一の4出品者ID(G, H, I, J)によって4つの座が占められた。

件数順でのトップ5と、金額順でのトップ5とでは、出品者IDが全く重なり合わない。

金額順では両年ともトップであり、各年の落札金額合計のほぼ 20%を占めている G は、高単価・小量販売の典型であるべっ甲眼鏡フレームを専門に扱う業者の ID である。

G による金額面での突出を除けば、他の 7 出品者 ID の全体に占める割合は、件数でも、金額でも全体の 5%以下にとどまり、少数の出品者が寡占しているという状況ではない。逆に言えば、約 1,700 から 1,800 に及ぶ ID を使い、多数の者がこのプラットフォームでタイマイの甲およびべっ甲製品を取引しているということである。

4.2.5 「剥製」および「全形甲」に適用される国内取引規制の遵守

種の保存法上、タイマイの剥製または全形甲⁸⁸の販売・頒布目的での広告は、あらかじめそれらの登録を受けなければ行ってはならず⁸⁹、登録を受けたものの広告を行うときは、登録事項(登録を受けていること、登録記号番号および登録年月日)を表示しなければならない(以下「広告時登録事項表示義務」という)⁹⁰。

したがって、登録事項の表示なしにネットオークションに剥製または全形甲を出品することは、それが実際に登録されたものであった場合は広告時登録事項表示義務への違反となる。また、それが登録されたものでなかった場合は、無登録広告(違法)となる⁹¹。

そこで、2018 年および 2019 年のタイマイの剥製および全形甲の落札計 165 件における 170 個(表 3 参照)の詳細を個々に確認し、登録事項表示の状況を表 9 に示した。

表9 ヤフオク! におけるタイマイの剥製および全形甲に関する登録事項の表示(2018, 2019年)

単位:個

年	形態	落札個数	登録事項の表示					
			有		無			
			・登録を受けたことの記載:有	・登録記号番号、登録年月日の確認:可	・登録を受けたことの記載:有	・登録記号番号または登録年月日確認:不可	・登録を受けたことの記載:無	・登録記号番号または登録年月日確認:不可
2018	剥製	109	2	1.8%	0	0.0%	107	98.2%
	全形甲	7	0	0.0%	0	0.0%	7	100.0%
2019	剥製	50	1	2.0%	1	2.0%	48	96.0%
	全形甲	4	0	0.0%	0	0.0%	4	100.0%

* 2018年には、剥製2個の一括出品・落札が3件、全形甲2個の一括出品・落札が1件あった。

2019年には、剥製1個および全形甲1個の一括出品・落札が1件あった。

* 剥製に関し、登録を受けたことの記載はあったが表示義務または無登録広告とした剥製のケース(2019年の1件)では、登録番号は示されていたが、登録年月日の表示がなかった。

* 表示義務が遵守されているとしたケース(いずれも剥製に関する2018年の2件および2019年の1件)では、いずれも登録票の写真が掲示されていた。

2018 年および 2019 年の 2 年間に、登録事項の表示がなされていた出品は、剥製について 159 個中わずか 3 個、全形甲については 11 個中ゼロであった。つまり、剥製については 98%以上、全形甲については 100%が種の保存法違反となる疑いがある。



ヤフオク!で落札された登録票付のタイマイ剥製(2019年)

しかし、ここで問題となるのが、漁業法に基づき国内で採捕されたタイマイに関する規制の適用除外である。そのようなタイマイに由来するはく製や全形甲が多数流通するとは考え難いが、皆無とは言えない⁹²。種の保存法違反を問うためには、無登録のまま取引されている全形甲等の出自が立証されなければならない。

4.2.6 加工品でない「甲板」の譲渡し等を伴う事業に適用される届出制度の遵守

タイマイの甲のうち加工品でない甲板の譲渡し等の業務を伴う事業を行おうとする者は、種の保存法上、あらかじめ主務官庁に事業の届出を行わなければならない⁹³、届出をした事業者がその広告を行うときは、届出事項(届出番号等)を、公衆の見やすいように表示しなければならない⁹⁴。

したがって、届出事項の表示なしにネットオークションに加工品でない甲板を出品することは、それが届出事業者による場合は広告時届出事項表示義務への違反となる。また、未届事業者による場合は、落札された加工品でない甲板を、事業未届のまま落札者に譲渡しすることで、無届営業(違法)となる。

そこで、2018年および2019年の「甲板」の落札計37件(表3参照)の詳細を確認し、加工用原材料として出品されていたにもかかわらず実際は加工品であった2018年の2件(いずれも研磨仕上げされた角柱であった。)を除いた計35件に関し、届出番号の表示および事業届出制度遵守の状況を表10に示した。

表10 ヤフオク!におけるタイマイの加工品でない甲板の譲渡し等を伴う事業に関する届出事項の表示と、種の保存法にもとづく事業届出制度の遵守(2018, 2019年)

単位:件

年	落札件数	事業届出番号の表示					
		有		無			
		広告時届出事項表示義務の遵守	広告時届出事項表示義務違反または無届営業(無届のまま商品を落札者へ譲渡したとき)	違反の有無は不明(事業として出品されていることの確認不可)			
2018	31	0	0.0%	30	96.8%	1	3.2%
2019	4	0	0.0%	3	75.0%	1	25.0%

*2018年には、「象牙、タイマイ等を取り扱う事業者」であるとして、象牙に関する事業の旧届出番号(現登録番号)しか表示していなかったケースが1件あった。

*出品者が事業者であることの確認は、出品情報に表示されていた出品者情報(自社サイトへのリンク、古物商であることの表示など)、当該出品を含めたタイマイの甲またはべつ甲製品のヤフオク!への複数回出品の有無にもとづいて行った。

2018 および 2019 年の約 1 万 8 千～3 万件の取引のうち、届出制度が適用される取引の割合は 0.1～0.2%に過ぎなかった。

事業の届出番号が表示されていたケースは皆無であった。したがって、事業として出品されていることが確認できなかった 2 件(各年 1 件)を除くすべての落札(33 件)について、事業届出をしないまま、実際に落札者へ商品が譲渡された時点で広告時届出事項表示義務違反または無届営業罪が成立することになる。

以上の結果は、種の保存法にもとづく事業の届出制度がほとんど無視されており、主務官庁やヤフーの監督が実際のところ不在であることを示唆している。

5. タイマイの甲の日本への密輸入

5.1 輸入貨物からタイマイの甲が発見された場合の税関の対応

ワシントン条約を施行するための輸出入許可書発給手続は、「外国為替及び外国貿易法」(以下「外為法」という)にもとづき経済産業省が、それら許可書の輸出入時の確認と許可にかかる貨物の輸出入監視は、「関税法」にもとづき税関が行っている。許可書を得ていることが証明されない貨物の輸入は、税関による輸入許可がされないため⁹⁵、輸入が差し止められる。その場合、関税法上の刑事罰に処するのが相当な事件であれば、税関は犯則調査⁹⁶の権限にもとづいて貨物を差し押さえることができる⁹⁷。それ以外の場合は、輸入者がその所有権を任意に放棄しない限り、貨物は積み戻され、輸出者に返送されることになる。

犯則事件調査が行われたときは、犯則被疑者に対し、罰金に相当する金額および没収すべきもの(または追徴金に相当する金額)を納付すべきことが通告され(「通告処分」、事案が懲役刑に相当する場合などは、ただちに検察官に対して刑事告発を行われ、事件が引き継がれる⁹⁸)。

5.2 タイマイの甲の輸入差止め

既に述べたとおり、タイマイの甲の輸入については、日本政府が 1993 年に輸入割当量をゼロとし、翌 1994 年 7 月にはワシントン条約上の留保が撤回されている。そこで、1994 年以降のタイマイの甲に関する輸入差止実績(ただし、1994～1997 年については差止件数のみ)を分析した(別紙 3)。

まず輸出国を見ると、1990 年代から 2013 年まで(2014 年は輸入差止なし)は、シンガポールがほとんどを占める(原産地はインドネシアであると考えられる⁹⁹)。



スラウェシ島（インドネシア）の網元・水産物卸売業者のタイマイの甲板の在庫。日本への密輸出は、シンガポール、ジャワ島等を経由して行われる（2002年に著者が行った現場調査より）。

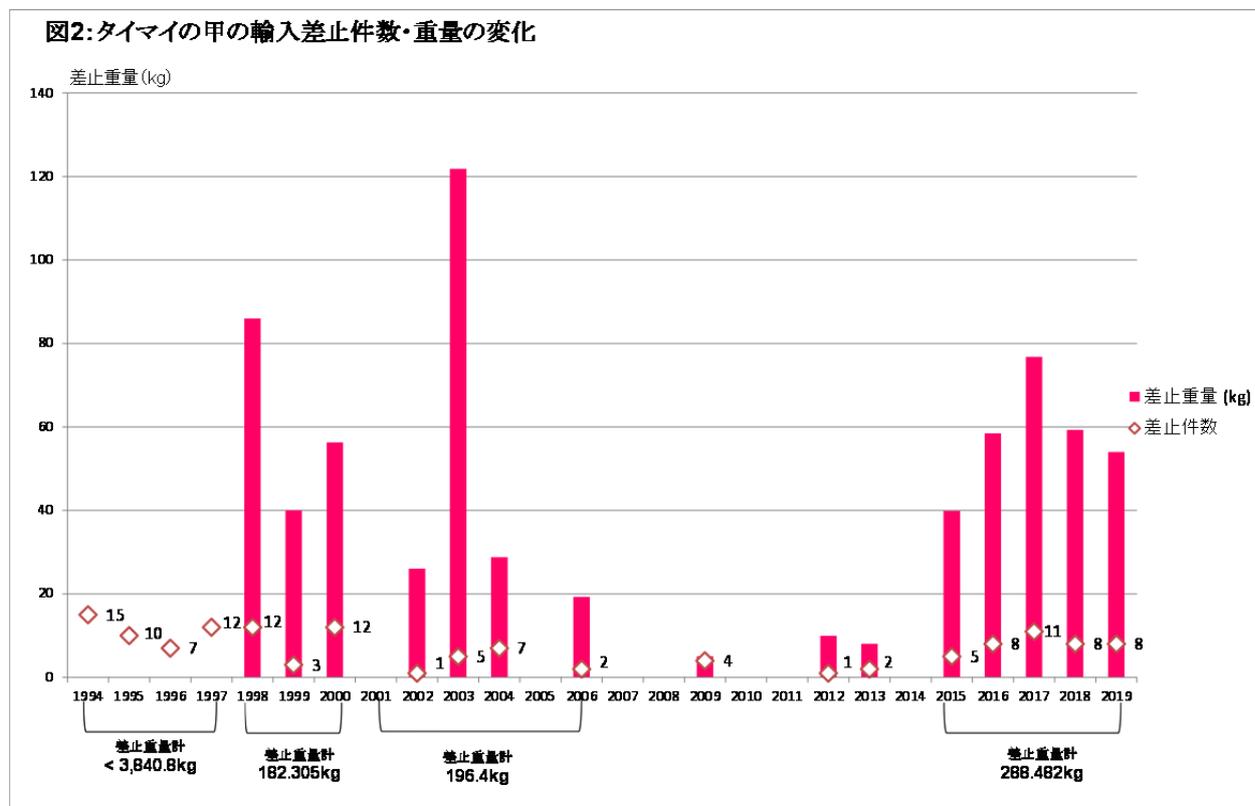


ジャワ島の商社は、水牛角を、加工材料用に開いて板状にしたもの（写真の人物がタイマイの甲板の上に重ねて持っているもの。）に、甲板を紛れ込ませて密輸する手口を紹介（2002年に著者が行った現場調査より）。

これに対し、2015～2019年においては、シンガポール1件を除き、すべての輸出国をカリブ海イスパニョール島に所在するドミニカ共和国とハイチが占める¹⁰⁰。当初はもっぱらドミニカ共和国からの輸出であったが、2018年の後半に登場したハイチが、2019年には全件の輸出国となった。5.3で後述する2021年の告発事件では、ハイチが日本への継続的な供給拠点のひとつとなっていることがわかっている¹⁰¹。その一方のシンガポールを仕出し国とするルートであるが、べつ甲業者による確立した入手源であり、しかも日本からのアクセスが容易なルートであることを考えれば、これがもはや廃れたと即断するのは早計といえよう¹⁰²。

輸送形態については、1990年代は空路で旅具・携行品として持ち込もうとするケースが多かったが、2000年代に入ると国際郵便を利用するケースが激増する。特に2015～2019年に差し止められた40件の輸入は、すべて郵便物によるものである。郵送は、運び屋の手配が不要、税関の事前検査で発覚しても現行犯逮捕されるおそれがなく、そのまま放置しても輸出元である差出人に返送されるにとどまる¹⁰³というように、コストがかからず、何より摘発リスクが非常に低いからであろう。

次に、輸入差止件数と差止められたタイマイの甲の重量をみる。別紙 3 からそれらのデータを抜き出して図 2 に示した。



ワシントン条約におけるタイマイの留保撤回により、その甲の輸入が禁止された 1994 年から 2000 年にかけて、タイマイの甲の輸入差止めが多発した(計 71 件、年平均 10 件)。うち 1994 年から 1997 年までの差止重量の合計は不明だが、その大半を占めると推測される告発事件だけで 3,840.8kg もの量に達する(タイマイ 3,600 匹相当¹⁰⁴。3,000kg 超という桁違いの 1 件¹⁰⁵を含む)。1998～2000 年の差止重量の合計は 182.305kg であった(タイマイ 170 匹相当¹⁰⁶)。2001～2006 年は件数が大きく減少しつつも差止めが続き(年平均 2.5 件)、差止重量の合計は 196.4kg となった(タイマイ 180 匹相当¹⁰⁷)。2007 年から 2014 年までの 8 年間は差止事例が明らかに散発的になる(年平均 0.8 件未満)。

ところが、2015 年になると突如、件数、重量とも跳ね上がり、2019 年まで継続して輸入差止めが多発する(計 40 件、年平均 8 件)。差止重量の合計は 288.482kg である(タイマイ 272 匹相当¹⁰⁸)。

5.3 告発されるに至ったタイマイの甲の密輸入事件

タイマイの甲を関税法上の許可なく輸入しようとし、検察官に告発されるに至った事件の詳細を別紙 4 に、概要を表 11 に示す。全体で 10 件を数え、うち 9 件はタイマイの輸入禁止から 10 年以内に、残る 1 件は 18 年ぶりとなる 2021 年に告発されたものである。

表11 告発に至ったタイマイの甲に関する無許可輸入(関税法違反)事件(2021年は6月10日現在)(1/2)

No.	処分年	輸入差止年	数量	輸出国	運送手段	運送形態	届出事業者またはその関係者の関与	事件とべつ甲市場・業界との関連 犯行の組織性・継続性
1	1994	1994	24kg	ドミニカ共和国	航空	旅客携行品	○	<ul style="list-style-type: none"> ・日本べつ甲協会によると、違反者は、20年以上前から、独自の輸入ルートでインドネシアやカリブ海沿岸から甲羅を手荷物として持ち込み、長崎市内のべつ甲職人たちに売っていた。 ・本件の動機について、日本べつ甲協会は「取引禁止で現地価格が下落し、国内取引価格との差が開きすぎたため、個人輸入のルートを知っていた会社役員が、利ザヤをかせごうとしたのではないか」と述べていた。
2	1994	1994	587kg	ドミニカ共和国	航空	貨物		<ul style="list-style-type: none"> ・違反者は、取調べに対して「タイマイの甲羅が輸入できなくなったので、べつこう細工の業界に高く売れると思った」と供述していた。
3	1996	1996	115.3 kg	シンガポール	航空	旅客携行品	○	<ul style="list-style-type: none"> ・首謀者らから依頼を受けていた実行犯は、取調べに対して、この数年にシンガポールへ13回渡航しており、過去にもタイマイの甲を持ち帰ったと認めていた。No.7事件参照。
4	1997	1995	3083.05 kg	インドネシア	海上	コンテナ貨物	○	<ul style="list-style-type: none"> ・違反者は、取調べに対して「国内で装飾品に使われるべつ甲の原料が不足しており、転売すればもうかると思った」「値段が上がっており、べつ甲の仲介業者や加工業者に高く売れると思った」と容疑を認めていた。
5	1997	1997	31.45kg	シンガポール	航空	旅客	○	<ul style="list-style-type: none"> ・違反者は、取調べに対して「親類がべつ甲製品製造業者で、持って帰れば喜ぶと思った」と供述していた。 ・違反者の次男は、現届出事業者であるXの代表者である。
6	1998	1998	119.61 kg	シンガポール	航空	旅客携行品	○	<ul style="list-style-type: none"> ・No.7事件参照
7	1998	1998	65.71kg	シンガポール	航空	旅客携行品	○	<ul style="list-style-type: none"> ・この犯罪グループによるべつ甲の密輸は1995年12月に始まり、今回までの計15回でブラジル、パナマ、シンガポールから約690kg(約2億3000万円相当)を密輸入したと見られる。 ・首謀者は、1998年3月頃、シンガポールで買い付けたべつ甲約186kgを4回に分けて名古屋空港ルートで密輸入することを計画。5月末から8月の間3回にわたって約120kgが既に日本に持ち込まれ、今回発覚したのが名古屋空港ルートにおける4回目だった。
8	2002	2002	26.464 kg	ドミニカ共和国	航空	小口貨物(郵便物)	○	<ul style="list-style-type: none"> ・違反の首謀者は、現届出事業者Xの父である(事件5参照)。 ・首謀者は、1997年のNo.5事件で執行猶予付有罪判決を受けた後も、継続してタイマイ甲板の密輸をおこなっており、本件密輸(べつ甲3箱)直前にも、少なくとも8~10箱の荷物をドミニカ共和国から受け取っていたとされた。これらの荷物が日本に届けられる都度、現届出事業者であるXから首謀者に現金が振り込まれ、それらの振込み直後にXから首謀者の共犯者へ現金が振り込まれていた。 ・ドミニカ共和国からタイマイの甲板をEMSで送り出す共犯者が存在するが、それが何者かは不明である。

表11 告発に至ったタイマイの甲に関する無許可輸入(関税法違反)事件(2021年は6月10日現在)(2/2)

No.	処分年	輸入差止年	数量	輸出国	運送手段	運送形態	届出事業者またはその関係者の関与	事件とベツ甲市場・業界との関連 犯行の組織性・継続性
9	2003	2003	87.8497 kg	インドネシア	海上	コンテナ貨物		<ul style="list-style-type: none"> ・違反者は、公判において、密輸ベツ甲の売り先としてX代表者を想定していたと供述した。X代表者とは3年前からの知り合いであり、X代表者が大阪でベツ甲専門の展示販売を行っていることを知っており、ワシントン条約の規制前にインドネシアから原材料ベツ甲をかなり買っていたことも本人から聞いていたので、今回密輸したものはすべてX代表者に売ろうと考えたという。
10	2021	2019	6.8605 kg	ハイチ	航空	別送品としての小口貨物(郵便物)	○	<ul style="list-style-type: none"> ・違反者の一人であるベツ甲ブローカーは、ベツ甲の買付けについて40年のキャリアがある。貿易会社を営みタイマイの甲を合法的に輸入していた当時は、通産省による輸入割当ての枠をトン単位で持っていた。当時、日本にはベツ甲関係の組合が7つあったが、このブローカーは6組合のベツ甲輸入を手掛けていた。そのため、タイマイの甲の輸入が禁止されてからも、ベツ甲業者に頼まれて違法に輸入を続けていた。このブローカーのベツ甲業界における権勢は輸入禁止後も衰えなかった。 ・ブローカーは、自らハイチに赴きつつ、現地人を雇ってベツ甲を集めさせていた。 ・ブローカーは、もう一人の違反者であるベツ甲業者(届出事業者のベツ甲譲渡し施設を運営)から、成功報酬とは別に月顧問料も受け取り、継続的に密輸に従事していた。このブローカーは、この業者以外にも取引先を持つ。 ・ベツ甲製造・卸売業者は、密輸入だけでなく、転売もこのブローカーに依頼していた。公判では、本件以前に密輸したベツ甲の転売先として2つの届出事業者の名がのりがあがったが、その一つがXであった。この2社以外にも、警察の取り調べに対し、このベツ甲業者から買ったものが密輸品だと述べている届出事業者がいた。

* 出典は、別紙4に示した新聞記事、公判傍聴記録によるほか、各年の犯則処分表(財務省)および輸入差止実績(財務省)による。

* 被疑者が種の保存法にもとづく届出事業者ないしその取引を行う施設(の関係者)に該当するかどうかは、特定国際種事業者届出簿(2020年12月31日時点)による。

* 色塗りした事件は、それぞれ同一の犯人グループによる犯行を示す。

* 事件No.を紫色太線で囲んだ事件では、いずれも密輸ベツ甲の転売先として届出事業者X(2020年12月現在、届出事業者(大阪市西区))またはその代表者(2021年5月現在、一般財団法人日本ベツ甲協会の役員。)を想定していた旨、被疑者が述べまたは示唆していた。

第1に注目されるのは、事件の関与者の手で既にベツ甲業者の在庫に紛れ込んでしまった密輸ベツ甲の規模である。

1994年から2006年まで継続的に発生した輸入差止めの合計重量は4,200kgを超える。その一方、告発事件3,6,7のベツ甲業者を首謀者とする犯罪グループは、計300kgの甲の輸入を差し止められたものの、690kgの密輸には成功していたし、量は不明であるが事件5,8の関与者(別紙4の5&8A)は、摘発に至るまで少なくとも5年間、事件10のブローカーは、1994年頃から2019年の摘発まで20年以上にわたって継続的に密輸を行い、その間、成功裏に密輸品をベツ甲業者に転売していたことがわかっている。これらの事実は、輸入を差し止められた量をはるかに上回るタイマイの甲が水際を突破し、ベツ甲製造業者の在庫を潤したことを示す。

第2に注目されるのは、これらの事件が持つ、日本の国内ベツ甲市場・業界との深いつながりである。

全件において、べっ甲業界の原材料需要に応じて利を図ることが密輸の動機となっていた。

事件 2 を除く 9 件すべてが、密輸べっ甲を特定のべっ甲製造業者（密輸を行った製造業者本人を含む）へ供給することを想定していた。

10 件中 8 件に、2020 年 12 月現在、種の保存法にもとづいて「合法的に」べっ甲の譲渡し等の業務を行う届出事業者自身またはその親族（父）が関与していた。

べっ甲の産地に供給者を配する、継続して運搬に従事する運び屋や郵便物受け取りのための名義貸人を確保するなど、組織的・計画的な犯行が目立つ（事件 3,6,7,8,10）。

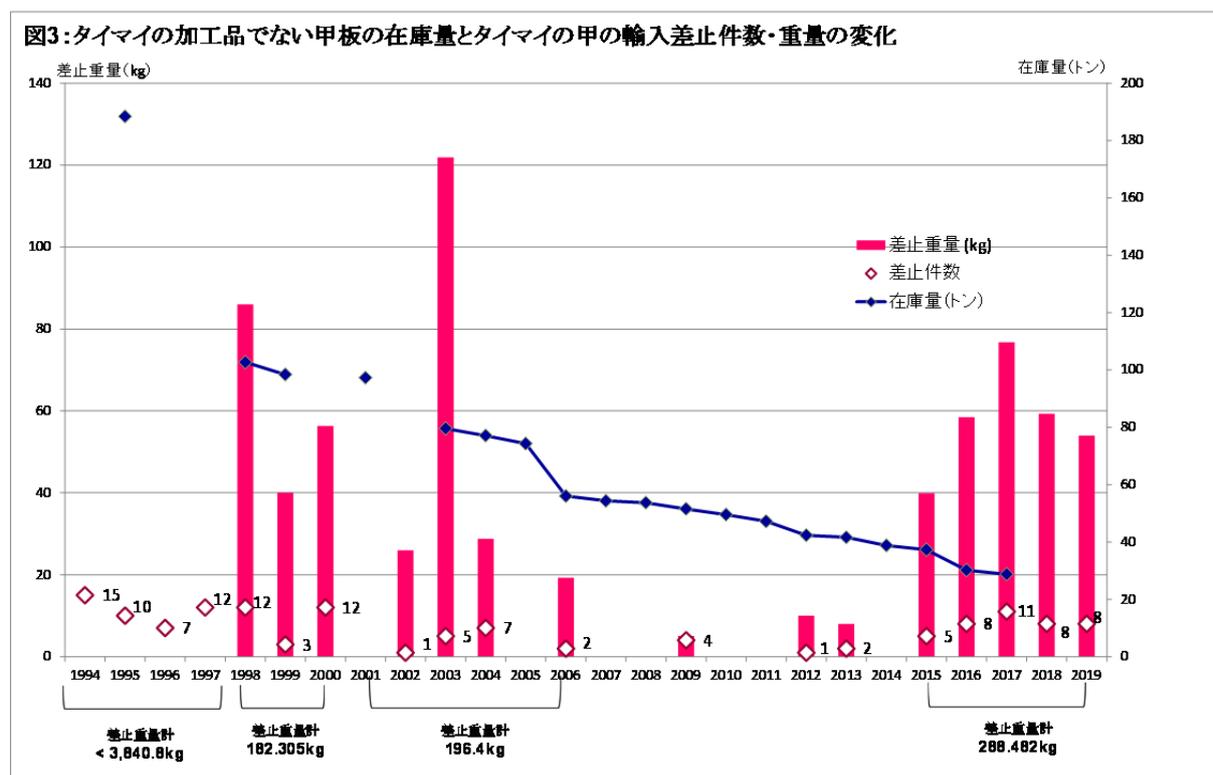
2 度以上告発されたべっ甲業者またはその親族が 2 名あることから、べっ甲業者およびその関係者によるタイマイの甲の密輸は再犯率が高い可能性がある（事件 3,6,7 および事件 5,8）。

事件の直接の当事者にはなっていないが、現在も届出事業者であって、日本べっ甲協会¹⁰⁹の役員であるべっ甲業者（"X"）が、その親族の犯行による 2 件を含む 4 件において、密輸べっ甲の販売先と想定され、または実際にその転売先となっていた。

6. 考察

6.1 国内べっ甲市場による助長著しい、タイマイの甲の密輸

図 3 は、事業を届け出たべっ甲業者の在庫量（図 1 参照）と、タイマイの甲の輸入差止実績（図 2 参照）とを対照したものである。



1994年の日本によるタイマイの留保撤回は、べっ甲製品の合法的な原材料が、(将来、取引が解禁されない限り)既存の在庫に限られることを意味した。実際、その量は1995~1998年の3年間でほぼ半減した。その結果、この時期の告発事件の当事者の供述に表れているとおり、業者らがべっ甲細工製造の将来に大きな危機感を抱いたがゆえに、製造原材料の需要が高まり、1994年当初から密輸入が多発することとなった。たとえば、2021年の告発事件10(表11。以下同じ。)の当事者で、もともとべっ甲関係の業界団体のためにべっ甲輸入を手掛けていたブローカーは、「昔の客から頼まれれば、世話になったことであり、嫌とは言えない」として、禁止後も引き続きべっ甲の輸入を継続していた。

既に述べたとおり、1994年から2006年の期間を中心に、輸入を差し止められた量をはるかに上回るタイマイの甲がべっ甲製造業者の在庫に入り込んでいたと考えられる。1998年以降、べっ甲在庫の減少率は大きく鈍化し、特に2007年以降は年平均2.5トンにまで落ち込むが、その背景には、この密輸べっ甲による在庫の積み増しがあったというべきである。密輸べっ甲の消費量は「合法」在庫の変化に反映しないから、業者らは実際の消費量とはかけ離れた、わずかな「合法」在庫の減少を台帳に記録することができたのである。

しかし、この大量の密輸べっ甲流入にもかかわらず、輸入禁止以前からの在庫を19年間手つかずのまま温存させることはできなかったであろう、2017年3月、「合法」在庫はついに約28.7トンにまで落ち込む。「合法」在庫の取り崩しが進み枯渇が目前に迫ってきたことが新たな密輸べっ甲に対する需要を高め、2015年に始まる輸入差止めの多発に影響したと考えられる。また、経済産業省の「べっ甲産業等救済対策事業」が2017年3月をもって終了することとなり¹¹⁰、タイマイ取引解禁についての政府の後ろ盾が後退することに対する業界の不安が生じたことも、いっそう密輸への依存を高めた可能性がある。

近年唯一の告発事件(事件10)で摘発されたべっ甲ブローカーは、前期のとおり合法取引が行われていた時期からべっ甲業界の輸入業務に従事し、べっ甲業者らから信頼を得ていた大物である。したがって、今回の摘発は法執行機関にとって大きな成果と言える。しかし、これをもって密輸べっ甲を業界につなぐ存在が消滅したと考えるのは早計である。このブローカーも条約批准後にべっ甲の合法的な輸入を手掛けていた約20の商社¹¹¹の一つに過ぎない。この者と同様の経緯で密輸ブローカーとなった者、そのノウハウを受け継いだ者が摘発されずに活動を続けているおそれがあるからである。

べっ甲業者らによる密輸への直接的な関与または密輸されたべっ甲の購入は常態化している。ヤフオク!における非常に活発なオンライン取引に見られるとおり、べっ甲細工に一定の需要がある限り、それに応えるべくべっ甲業界が製造原材料を渴望し、その補填の唯一の解決策としてべっ甲密輸の試みは絶えないと考えられる。密輸品に依存するしかない国内べっ甲市場は、その存続自体が、タイマイの甲の密輸入を助長し続けるのである。

6.2 タイマイの甲の密輸に対する効果的な水際取締りの欠如

日本の水際におけるタイマイの甲の密輸取締りは、関税法にもとづいて税関が行っている。しかし、次に述べる問題がある。

第 1 に、タイマイの甲が混入している可能性のある貨物の検査、発見が十分なされておらず、違法輸入の関与者も十分探索されていない。

過去の告発事件の中には、首謀者が 1995 年から 1996 年にかけて 15 回密輸入に成功し、16 回目によく摘発された例(事件 3, 6, 7)や、首謀者が 1997 年に摘発されていたにもかかわらず、その執行猶予期間中にも密輸が行われており、現に 2002 年の再度の摘発に近接した時期に 8~10 点の EMS を使った密輸に成功していた例(事件 5, 8)が見られる。さらに、2021 年の告発事例(事件 10)の関与者の一人であるブローカーは、タイマイの輸入禁止から 2019 年の摘発まで 20 年以上にわたって継続的に密輸を行っていたにもかかわらず、(輸入を差し止められ、輸出国に返送されてしまった例はあるかもしれないが)2021 年まで摘発されることは無かった。

輸入差止実績によれば、2016 年以降に輸入差止めされたタイマイの甲はすべて郵便によるものであるが、繰り返し国際郵便による密輸を行っていた告発事例では(事件 5, 8, 10)、差止めおよび摘発が奏功するのは全体のごく一部であることが示された。このことは、とりわけ国際郵便物の検査が徹底しておらず¹¹²、タイマイの甲の探索が不十分であること、あわよく発見されたとしても違反者の摘発努力が不十分であることを物語っている。さらに、これまでに 10 件を数える告発事件では、直近となる 2021 年の事件を含む 4 件に、特定のべつ甲業者(日本べつ甲協会の現職役員。5.3 で述べた“X”である。)が密輸べつ甲の需要先として登場する。しかし、この業者が摘発されたことは一度もない。

第 2 に、税関業務に関する現行の運用指針に拠る限り、郵便物の中からタイマイの甲が発見されたとしても、その真の輸入者を摘発することは基本的に困難である。

郵便物の事前検査¹¹³の際に、輸入が規制されるもの¹¹⁴が含まれていると判明した場合は、税関から名宛人に対してそのことを一律に連絡しなければならない運用となっている¹¹⁵。連絡を受けた名宛人が真実密輸入に関与している者である場合に自ら税関に名乗り出ることはないから、税関はその郵便物の真の輸入者を特定する機会を失う。その結果、関税法上の税関による犯則調査も、警察による外為法違反の捜査も極めて難しくなるし¹¹⁶、その郵便物は結局、差出人の手元に返送されてしまう。

6.3 国内べつ甲市場に対する効果的な管理の欠如

日本の国内べつ甲市場は、1995 年以来、種の保存法によって管理されてきた。しかし、その管理は、非常に実効性の低いものである。

第 1 に、タイマイの甲の無登録取引禁止への違反行為が現実に処罰されることは、ほぼあり得ない。

まず、この取引規制が及ぶべつ甲細工の原材料は、全形甲(丸ごとの甲羅)のみである。しかし、べつ甲製品の原材料は、商慣習上、タイマイの背甲および腹甲から剥ぎ取られた甲板また

はその一部の形態で取引されるのが実態であり、全形甲の形態での取引はまれである。したがって、規制対象の限定が規制を意味のないものにしてしまっている。

さらに、この規制は漁業法に基づき国内で採捕されたタイマイについては適用が除外されているため、無登録で取引されている全形甲が認められたとしても、国内採捕されたタイマイが出自であると弁解されれば、外国から輸入されたものであると立証できない限り(それはほとんどのケースにおいて困難であろう)、検察官はその取引を行ったものの処罰を求めることができない¹¹⁷。



ある長崎の職人は、取引されるべつ甲原料の標準的な形態として、背甲中央列(左)、背甲側列(中)、腹甲(右)それぞれの甲板を示して説明を行った(2003年)。



ヤフオク!で落札された背甲の甲板の端材(2018年)

第2に、事業届出制による事業者管理によって、密輸べつ甲が市場から効果的に排除されることはない。

まず、事業届出制度が対象とする事業は、加工品でない甲板の譲渡しを伴うものに限られる。したがって、加工品である甲板やべつ甲製品のみを取り扱う事業、つまり卸売事業および小売事業には管理が及ばない。それゆえにこそ、ヤフオク!上の取引中、届出事業制度が適用される取引の割合も0.1~0.2%に過ぎなかった。

しかし、より根本的な問題は、加工品でない甲板から、市場で小売されているべつ甲製品までを追跡することが制度上不可能ということである。本制度は、事業を届け出たべつ甲製造業者

がルーティンな台帳記録を通じて自身で行う誠実な取引管理への信頼に頼る仕組みに過ぎないからである¹¹⁸。事業者の誠実管理を促す手段としては、主務官庁による報告徴収または立入検査があるが、このような制度のゆえにその権限は弱く、実際の運用も低調である¹¹⁹。

このように、事業者管理が誠実な届出事業者による自主管理に依存する一方、密輸入に関する告発事件の関与者のほとんどは現在の届出事業者かその関係者というのが現実である。また、密輸べっ甲は自身では密輸に関与しない業者らにも転売されており、業界全体が密輸品に依存していることは 6.1 で述べたとおりである。すなわち、本制度の「事業者の誠実な自主管理」という前提そのものが、既に崩れ去っているというべきであろう。



マカッサルの港町パオトレでは、水産物卸売、網元、漁民らが日本人に群がり、べっ甲取引を持ちかける(2002年に著者が行った現場調査より。)

7. 結論

1994年のタイマイに対する留保が撤回されたことにより、その甲を新規に輸入する可能性を絶たれたべっ甲業者や、そこにタイマイの甲を納めていた商社の一部が密輸に手を染めた。他の業者も、これらの者から密輸べっ甲を買い取った。以来、四半世紀近くが経過したが、20年前とさして変わらない数のべっ甲業者が、保有する在庫量を主務官庁に報告し、「合法」在庫が枯渇を免れる状況となっている。これは、業者らのべっ甲在庫に相当量の密輸品が補填され続けた結果と考えられる。この「合法」在庫は、もはや「禁止前から保有していた」などと言える代物ではない。

犯罪によって得られた原材料に依存してまでべっ甲産業が自らを維持し続けてきたのは、ヤフオク!での落札状況にも表れているとおり、日本にはべっ甲細工の需要が根強く、一定規模の市場が成立しているからである。

そのような実態から目を反らし続けた日本政府の責任は大きい。政府は四半世紀にわたって相当額の補助金を投入し、輸入解禁と増養殖研究の2本立てでべっ甲産業救済事業を実施してきたが、その両方で失敗した。2017年3月には、この事業を終了したが、これを節目に、違法な供給源に頼ることなく在庫が枯渇し、産業が寿命に達するのがいつなのか、厳格に検証すべきであった。ところが、政府はそれを怠ったばかりか、地域産業振興のための補助という名目のもとに、死に体のべっ甲産業を延命させるための支援措置を続けている。これは、密輸の助長に加担するにも等しい。

この様な中で、近年、タイマイの甲の輸入差止めがほぼ10年ぶりに多発の傾向にある。1994年から2006年にかけてなだれ込んだ密輸品で補充されたとはいえ、じりじりと減少する「合法」在庫の補充を渴望するべっ甲業界の置かれた厳しい現状がそこに見て取れる。タイマイの甲の密輸リスクは明らかに高まっており、この傾向を引き起こしているのが日本の国内べっ甲市場そのものであることは明白である。この市場をこのまま放置すれば、絶滅のおそれが極度に高いタイマイの生存に対する脅威はさらに高まるであろう。

この事態に対して、税関が仮にタイマイの甲の探索努力をある程度高めたとしても、現実に国内への侵入を防止できる密輸品は依然全体の一部にとどまらざるを得ない。一方、国内に紛れ込んだ密輸べっ甲の合法市場からの排除も、現行制度の下ではおよそ期待できない。そもそも、この「合法」在庫というのも、実態として既に密輸品にまみれてしまっていることに留意しなければならない。

日本の国内べっ甲市場は、べっ甲細工に対する高い需要によって維持されつつ、その生産に不可欠な原材料の調達に犯罪に頼らなければならない、という異常な状態にある。このような市場は、許されざる存在と言う他ない。

以上を念頭に置いたうえで、日本政府がとるべき対策ははっきりしている。それは、可能な限り短い期限内に、国内べっ甲市場を計画的に閉鎖することである。

8. 提言

トラ・ゾウ保護基金は、日本政府に対し、国内べっ甲市場閉鎖のための具体的な措置として、以下を早急に実行するよう提言する。

提言 1 狭い例外を除く、タイマイの甲の国内取引禁止

全てのタイマイの甲およびべっ甲製品の国内取引（譲渡し等、販売等目的陳列・広告）を、一部の品目に設定する狭い例外を除き、禁止する。

特に商業目的の取引に関する「狭い例外」は、以下のものに限られるべきである。

- ✓ 歴史上又は芸術上価値の高いべっ甲細工（文化財保護法または地方自治体の条例に基づいて指定、登録された文化財）
- ✓ 100年前に製造された骨董
- ✓ 和楽器の部品・付属品（一定期間経過の後、禁止）
- ✓ 製品の一部を成す僅少な加工べっ甲

提言 2 狭い例外とされた物の法的なトレーサビリティの確保

狭い例外とされた加工べっ甲は、個体識別と追跡可能なマーキングを伴う登録を受けない限り、国内取引できないものとする。

また、狭い例外とされた物の譲渡し等の業務を伴う事業に適用される事業者登録制度を設けるものとする。

提言 3 すべての者が占有する一定サイズ・重量以上のタイマイの甲板の法的な管理

べっ甲細工の原材料として取引されるに適した、一定サイズ・重量以上のタイマイの甲板の正当な権原にもとづく占有者に対し、一定期間以内に占有する在庫の詳細を主務官庁に届け出る義務を課し、主務官庁は、届け出られた甲板の占有状況について、報告徴収および立入検査を行えるものとする。

提言 4 緊急措置

以上の法制度の整備が整うまでの間の緊急措置として、現行法にもとづき、タイマイの甲にかかる全届出事業者への立入検査を一斉に行い、それらの者の在庫の実態を詳細に確認・記録し、台帳に取引を記録する義務を怠っていた者に対しては、厳格に行政処分を行うものとする。

引用文献

- Anon. 1996. 江戸鼈甲, 京都 江戸・職人のわざ. 毎日ムック. 毎日新聞社
- 水産庁, 1998, 日本の希少な野生水生生物に関するデータブック(水産庁編), 日本水産資源保護協会
- Fleming Elizabeth H. 2001. Swimming Against the Tide: Recent Surveys of exploitation, Trade and management of marine turtles in the Northern Caribbean. TRAFFIC North America. USA
- 井上秀次郎. 1991. タイマイ輸入禁止問題と長崎べっ甲細工の危機. 中小商工業研究 No.29 P43~53. 中小商工業研究所
- 日本べっ甲協会. 1999. 社団法人日本べっ甲協会の概要
- 自然環境研究センター. 1995-2004. 国際希少野生動植物種の登録状況の報告について(平成7年7月1日~平成16年6月30日)
- 自然環境研究センター. 2005-2008. 事業報告書(平成16~19年度)
- Jensen, M.P., E.L. LaCasella, P.H. Dutton and C.A. Madden Hof. 2019. CRACKING THE CODE: Developing a tortoiseshell DNA extraction and source detection method. WWF Australia
- 亀崎直樹. 2012. 形態-機能と構造, ウミガメの自然誌-産卵と回遊の生物学. 東京大学出版会
- Kitade, T., M. Sakamoto and C.A. Madden Hof. 2021. Shell Shocked: Japan's Role in the Illegal Tortoiseshell Trade. WWF Japan
<https://www.wwf.or.jp/activities/data/20210528wildlife01.pdf>
- Lam, T., Xu Ling, Takahashi, S., and Burgess, E.A. 2011. Market Forces: An Examination of Marine Turtle Trade in China and Japan. TRAFFIC East Asia
- 丸田理恵. 2020. ニュース最前線ながさき/長崎べっ甲 伝統的工芸品指定3年/伝統消さない業界模索/行政の支援訴え/タイマイ養殖は一步ずつ前進. 長崎新聞 2020年8月2日付記事
- Milliken Tom and Tokunaga Hideomi. 1987. The Japanese sea turtle trade 1970-1986. A special report prepared by TRAFFIC Japan for the Center for Environmental Education. USA
- 環境省. 2000. 日本の絶滅のおそれのある野生生物: レッドデータブック 爬虫類・両生類. 自然環境研究センター
- 経済産業省. 2001. 今後のべっ甲産業対策のあり方について 報告書
- 経済産業省. 2004. 平成16年度事前評価書: 施策名べっ甲産業等救済対策
- 経済産業省. 2017. 平成28年度行政事業レビューシート べっ甲産業等救済対策事業
- 経済産業省. 2018. 平成29年度行政事業レビューシート べっ甲産業等救済対策事業
- 財務省. 2020. 税関行政の主要施策の現状, 関税特集. 財政金融統計月報第819号. 財務省 財務総合政策研究所
- Mortimer, J.A & Donnelly, M. (IUCN SSC Marine Turtle Specialist Group). 2008. *Eretmochelys imbricate*, The IUCN Red List of Threatened Species 2008: e.T8005A12881238.
<https://dx.doi.org/10.2305/IUCN.UK.2008.RLTS.T8005A12881238.en>.
- Hideaki Nishizawa, Junichi Okuyama, Osamu Abe, Masato Kobayashi & Nobuaki rai. 2012. Mitochondrial DNA Variation in Hawksbill Turtles (*Eretmochelys imbricata*) Nesting on Ishigaki Island, Japan. Marine Turtle Newsletter 132:1-2
<http://www.seaturtle.org/mtn/archives/mtn132/mtn132p1.shtml>
- Brad Nahill, Paula von Weller and Hector Barrios-Garrido. 2020. The Global Tortoiseshell Trade April 2020. seeTurtles
<https://static1.squarespace.com/static/57f7027abebafb13aa7c3099/t/5ea1d0ef250dbf17a6a1d249/1587663107837/Global+Tortoiseshell+Report.pdf>
- Parsons James J. 1972. The hawksbill turtle and the tortoiseshell trade, Etudes de geographie tropicale offertes a Pierre Gourou. Mouton Paris La Haye
- Masayuki Sakamoto. 2000. Hawksbill Trade Revived? : Analysis of the management system of domestic "bekko" trade in Japan, Japan Wildlife Conservation Society
- 笹山大志. 2018. ヤフオクでウミガメはく製出品容疑、男を書類送検 茨木. 朝日新聞 2018年12月24日付記事 <https://www.asahi.com/articles/ASLDK44GGLDKUJHB00B.html>
- TRAFFIC. 2000. Japan's Hawksbill Shell Trade Control System, TRAFFIC East Asia-Japan
- WWF. 2000. Marine Turtles in the Wild, 2000 A WWF Species Status Report. World Wide Fund for Nature
- 山本 喜代治. 1981. 長崎べっ甲業の課題と展望 産地中小企業振興ビジョンから, 調査と研究 (The Research and study) 12巻1号. 長崎県立大学国際文化経済研究所

注釈

- ¹ Anon. 1996
- ² Parsons. 1972
- ³ Decision 18.210-18.217 <https://cites.org/eng/dec/valid17/82236>
- ⁴ Kitade, et al. 2021
- ⁵ WWF. 2000
- ⁶ Mortimer and Donnelly. 2008
- ⁷ 前同
- ⁸ WWF. 2000
- ⁹ 環境省. 2000
- ¹⁰ Mortimer and Donnelly. 2008
- ¹¹ 前同
- ¹² https://speciesplus.net/#/taxon_concepts/7257/legal
- ¹³ 水産庁. 1998. 亀崎直樹. 2012
- ¹⁴ 水産庁. 1998. Anon. 1996
- ¹⁵ Parsons. 1972
- ¹⁶ 前同
- ¹⁷ 前同
- ¹⁸ Anon. 1996 なお、日本以外のアジア諸国でもこの語がよく用いられるようである(Nahill, et al. 2020)。
- ¹⁹ 井上. 1991
- ²⁰ 前同
- ²¹ TRAFFIC. 2000
- ²² 1匹辺りのべっ甲の重量は、1985～1987年に日本が輸入したものの平均値である1.06kg (Milliken and Tokunaga. 1987)とした。
- ²³ Milliken and Tokunaga. 1987
- ²⁴ 前同
- ²⁵ 前同
- ²⁶ 前同
- ²⁷ 日本べっ甲協会ウェブサイト <http://www.bekko.or.jp/gaiyo/kaiin.html>
なお、東京および長崎の業界団体は、後述の「伝統的工芸品」(注 47 参照)の指定を受けて補助金を得るために、各地域の構成員をもって「東京鼈甲組合連合会」および「長崎鼈甲組合連合会」を組織している。
- ²⁸ 特定国際種事業者登録簿(経済産業省ウェブサイト)
https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/mono/seikatsuseihin/zougebekkou/download/files/todokedebo.pdf
- ²⁹ 東京地方裁判所 令和3年(わ)第407号関税法違反被告事件の公判傍聴記録(坂元)。なお、1998年時点の相場は、1斤(600g)当たり約5万～20数万円(8万円～33万円以上/kg)と報じられていた(1998年9月29日付読売新聞記事「ワシントン条約禁止海亀「高値」の「タイマイ」甲羅密輸 3人逮捕／愛知県警」)。
- ³⁰ Lam et al. 2011
- ³¹ Sakamoto. 2000
- ³² 注 22 参照
- ³³ TRAFFIC. 2000
- ³⁴ 通商産業省は、1993年1月から、タイマイの甲の輸入割当量をゼロとした(前同)。
- ³⁵ TRAFFIC. 2000
- ³⁶ 経済産業省. 2001
- ³⁷ Sakamoto. 2000
- ³⁸ TRAFFIC. 2000
- ³⁹ 日本べっ甲協会. 1999
- ⁴⁰ 経済産業省. 2004, 経済産業省. 2001
- ⁴¹ 経済産業省. 2001
- ⁴² Prop.10.60 および Prop.11.41 (CoP11 では、もう一つの提案 Prop.11.40 がキューバおよびドミニカから共同提案されていたが内容はほとんど同じである。キューバは、第1委員会審議の冒頭で提案国を代表して提案 40 は撤回、カリブ海地域のワークショップを CoP12 までに開催するという条件付の提案である 41 のみの審議を求めていた(CoP11 Com.I.11))。
- ⁴³ Lam et al. 2011

⁴⁴ CoP10 については、Cop10 Com.I 10.11 (Rev.)および Cop10 Plen.10.7 (Rev.)。

CoP11 については、Cop11 Com.I. 11, 12 および Cop11 Plen.11.6。

⁴⁵ キューバ提案 CoP12 Prop.30 は、2002 年 8 月 19 日に撤回されている。

<https://cites.org/eng/cop/12/prop/index.php>

⁴⁶ 経済産業省. 2017, 経済産業省. 2018

国のべっ甲産業等救済事業補助金の打ち切りに伴い、長崎の 14 業者と東京の 40 業者などが出資して 2017 年 4 月に設立した「(株)石垣べっ甲」(沖縄県石垣市)が、従来の養殖事業関係の研究(その委託先は、現在の国立研究開発法人水産研究・教育機構であった。)にもとづく繁殖技術や子ガメの成長に最適な飼育方法などをマニュアル化したものとタイマイ(2020 年時点で約 300 匹)を引き継いでいる(丸田. 2020)。事業の年間ランニングコストは 2 千万円超で、補助金等で賄われている(前同)。

⁴⁷ 伝統的工芸品産業の振興に関する法律(昭和 49 年法律第 57 号)に基づき、「江戸べっ甲」(東京都)は 2015(平成 27)年 6 月 18 日「長崎べっ甲」(長崎県)は 2017(平成 29)年 1 月 26 日に「伝統的工芸品」への指定を受けている。そして、「伝統的工芸品産業支援補助金」が「江戸べっ甲」(東京鼈甲組合連合会)については 2019 年度から(経済産業省関東経済産業局 回答)、「長崎べっ甲」(長崎鼈甲組合連合会)については 2017 年度から支給されている(経済産業省関東経済産業局 回答)。

⁴⁸ 東京の業者に対しては、東京都が「べっ甲・象牙産業等経営安定対策事業費補助金」が支給されている(東京都産業労働局ウェブサイト)。

<https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.lg.jp/jouhoukoukai/shishutsu/R1/shoko/index.html>

長崎の業者に対しては、長崎県が経営安定対策事業を行うための補助金を支給し、長崎市は、「長崎市べっ甲工芸館」の日本べっ甲協会への運営委託や、べっ甲細工のふるさと納税の返礼品とするなどの支援を行っている(丸田. 2020)。

⁴⁹ 平成 4 年 6 月 5 日法律第 75 号

⁵⁰ 法第 6 条第 2 項第 4 号

⁵¹ 法第 12 条第 1 項、第 17 条

⁵² 種の保存法は、漁業法にもとづいて捕獲されたタイマイに関しては、国内取引規制の適用を除外している(法第 12 条第 1 項第 9 号、種の保存法施行規則第 5 条第 2 項第 8 号ヌ)。他のうみがめ類についても同様である。

⁵³ 法第 21, 22 条

⁵⁴ 法第 21 条第 2 項、規則第 11 条の 6

⁵⁵ 法第 12 条第 1 項第 4 号、第 17 条第 1 号、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令」(以下、「令」という。)第 5, 6 条

⁵⁶ 自然環境研究センター. 1995-2004, 自然環境研究センター. 2005-2009

⁵⁷ Milliken and Tokunaga. 1987

⁵⁸ 環境省および経済産業省(令第 12 条)

⁵⁹ 法第 33 条の 2 第 1 項、令第 5, 6, 10 条および 11 条、特定国際種事業に係る届出及び特別国際種事業に係る登録等に関する省令(以下「届出登録省令」という。)第 2 条

⁶⁰ 法第 33 条の 3 第 1 項

⁶¹ 法第 33 条の 3 第 2 項、届出登録省令第 3, 4 条

⁶² 法第 33 条の 5 において準用する第 31 条第 3 項、届出登録省令第 8, 9 条

⁶³ 法第 33 条の 5 において準用する第 33 条第 1, 3, 4 項

⁶⁴ 法第 33 条の 4 第 1 項

⁶⁵ 法第 33 条の 4 第 2 項

⁶⁶ 原材料の可能性のある物品から剥製を除く理由については、3.1.2 参照。

⁶⁷ 今回調査した輸入実績中、Commercial(商業目的)以外の目的として実績があったのは、scientific、(学術目的)、travelling exhibition(移動展示目的)、Educational(教育目的)であった。1995~1997 年に見られたキューバからの carapaces(背甲)および scales(鱗)の輸入は scientific、(学術目的)であった。これらの輸入は、通商産業省(現:経済産業省)の補助事業として実施されていたカリブ海におけるタイマイの資源調査(1.3 参照)の一環として行われたものであろう。

⁶⁸ TRAFFIC. 2000

⁶⁹ 注 52 参照

⁷⁰ TRAFFIC. 2000

⁷¹ 沖縄県ウェブサイト

<https://www.pref.okinawa.jp/site/norin/suisan/kaiku/documents/h31umigame.pdf>

⁷² 鹿児島県林務水産部水産振興課漁業監理係の坂元/JTEF の質問に対する文書による回答(2002年7月18日付)

鹿児島県大島支庁林務水産課水産係の坂元/JTEF の質問に対する文書による回答(2019年12月24日付)

⁷³ 前同

⁷⁴ 近年の採捕実績は、これらの海域のタイマイの生息状況の悪化を反映している可能性がある。琉球列島は、太平洋におけるタイマイ産卵地の北限となっているものの産卵はまれである(Nishizawa et al. 2012)。八重山諸島の沿岸部は様々な遺伝的に異なった個体群の主要な採餌場となっていると考えられるが、複数の産卵地出自の、他国から回遊してきた個体が集まっているに過ぎない(前同)。したがって、日本の領海内だからといって未だに漁獲を続けること自体、そもそも問題だといえる。

⁷⁵ TRAFFIC. 2000

⁷⁶ 経済産業省生活製品課(紙業生活文化用品課、紙業服飾品課)の坂元/JTEF の質問に対する文書による回答(2003年3月19日付、2004年11月30日付、2007年1月31日付、2012年2月21日付、2015年6月19日付、2016年7月7日付、2019年11月27日付)

⁷⁷ 経済産業省製造産業局紙業服飾品課の坂元/JTEF の質問に対する文書による回答(2015年12月4日付)

⁷⁸ 2001年10月30日付平成13・10・14公開経第1号行政文書開示決定実施に際しての、経済産業省製造産業局紙業生活文化用品課の坂元/JTEF に対する情報提供および同課(紙業服飾品課、生活製品課)の坂元/JTEF の質問に対する文書による回答(2003年3月19日付、2004年11月30日付、2007年1月31日付、2012年2月21日付、2015年6月19日付、2016年7月7日付、2019年11月27日付)。

⁷⁹ 経済産業省生活製品課(紙業生活文化用品課、紙業服飾品課)の坂元/JTEF の質問に対する文書による回答(2003年3月19日付、2004年11月30日付、2007年1月31日付、2012年2月21日付、2015年6月19日付、2016年7月7日付、2019年11月27日付)

⁸⁰ TRAFFIC. 2000

⁸¹ 経済産業省. 2001

⁸² 論理的には、大量の在庫を保有する大手業者のほとんどが前回も今回も在庫の報告を怠っていたため、その他継続して報告をしていた業者らによる報告数が大きく減っても全体の在庫量への影響が限定的だった、ということはあり得る。しかし、現実的にはそのような可能性はきわめて低いであろう。

⁸³ ウミガメの甲の製品の取引(合法、違法を含む。)は、今や対面販売を凌駕しているかもしれないといわれる(Nahill, et al. 2020)。

野生生物のインターネット違法取引への対処は、ワシントン条約でも急を要する課題となっている。

<https://cites.org/eng/dec/valid17/82150>

電子商取引、SNS、情報技術関連企業が環境保護団体と協力して、ウミガメ類を含め数百万に及ぶ保護対象種のオンライン取引の防止に取り組む動きがある。 www.endwildlifetraffickingonline.org

⁸⁴ <https://auctions.yahoo.co.jp/jp/>

⁸⁵ <http://www.benri.com/info/ranking.php?c=10> など。

⁸⁶ ヤフーは、そのeコマースサービスにおいて、全象牙製品の取引を2019年11月1日より禁止した。

<https://about.yahoo.co.jp/pr/release/2019/08/28a/>

⁸⁷ Milliken and Tokunaga, 1987

⁸⁸ ただし、漁業法に基づいて採捕されたものについては、規制の適用が除外される。注52参照

⁸⁹ 1.4参照。無登録の剥製や全形甲の出品(販売目的の広告)は、1年以下の懲役または100万円以下の罰金(法人は、行為者とは別に、2000万円以下の罰金)に処せられる(種の保存法第58条第2号、第65条第1項第2号、第17条)。

⁹⁰ 1.4参照。広告時登録事項表示義務に違反した者は、30万円以下の罰金(法人は、行為者とは別に30万円以下の罰金)に処せられる(種の保存法第63条第6号、第65条第1項第3号、第21条第2項)。

⁹¹ 落札後、さらに無登録のものが落札者に送付されれば無登録譲渡しに、受け取った落札者は無登録譲受けとなり、5年以下の懲役、500万円以下の罰金またはそれらの併科（法人は、行為者とは別に、1億円以下の罰金）に処せられる（種の保存法第57条の2第1号、第65条第1項第1号、第12条第1項）。

⁹² 3.1.3 参照

⁹³ 1.4 参照。届出をしないで事業を行った者は、50万円以下の罰金（法人は、行為者とは別に50万円以下の罰金）に処せられる（種の保存法第62条第1号、第65条第1項第3号）。

⁹⁴ 1.4 参照。広告時届出事項表示義務違反に対しては、主務官庁が、その者に対し、遵守確保のために必要な事項について指示をすることができる（種の保存法第33条の4第1項）。指示への違反があり、しかも遵守確保のため必要な場合は、主務官庁は、違反者に対し、3月を超えない範囲を定めて、加工品でないタイマイ甲板の譲渡し等の業務の全部または一部を停止するよう命じることができる（同条第2項）。

⁹⁵ 関税法第70条

⁹⁶ 関税法第119条以下

⁹⁷ 関税法第121条

⁹⁸ 関税法第138条第1項

⁹⁹ Milliken and Tokunaga. 1987

¹⁰⁰ 既に述べたとおり、カリブ海・ラテンアメリカ諸国は、遅くとも1970年以降、タイマイの甲を日本に送り出す最大の供給地であった。その主な理由は、カリブ海産の甲板は、インドネシアなど太平洋産と比較し、大きく、斑が赤味を帯びているため、一般に良質とされることにある（井上. 1991, Milliken and Tokunaga. 1987）。特に眼鏡の枠は一般に厚みが最も重要視され、キューバなどのカリブ海産が適しているといわれていた（山本. 1981）。別紙3のとおり、タイマイの輸入差止実績においてカリブ海・ラテンアメリカの輸出国として知られていたのは、2018年までほぼドミニカ共和国のみであった。ドミニカ共和国でもウミガメを保護するための規制は導入されていたが、その違法取引は著しく、2001年時点でそのような状況が続いていたと報告されている（Fleming. 2001）。2002年唯一の輸入差止めは告発事件に発展し、千葉地方裁判所で審理されることとなったが、5.3で述べるとおり、この事件ではドミニカ共和国と日本との間にタイマイの甲板の違法取引ネットワークが存在し、そこに暴力団関係者が関与していたことが明らかになっている。

¹⁰¹ Fleming (2001)は、少量のタイマイの甲が陸路でハイチからドミニカ共和国へ運ばれていたと報告していた。おそらく一つの島を東西に分ける両国において経済的豊かさ・政治的安定性の格差が広がり、ハイチでは近年、貧困、法秩序の乱れがより深刻化していることから（2018年8月13日付 NYR Daily 記事）、最近ではハイチから直接海外へ積み出すケースが多くなっているのかもしれない。

<https://www.nybooks.com/daily/2018/08/13/between-hope-hate-help-haitians-in-the-dominican-republic/>）。

¹⁰² 税関による貨物の申告時検査（関税法第67条）や郵便物の事前検査（同第76条第1項但書）において、すべての国からの貨物について、継続して同レベルの検査努力が傾けられてきた保証はない。特に、関税法上輸出入の申告・許可の規定等を適用しない簡易手続が定められている郵便物（関税法第76条第1項）においてはその懸念が強い。税関の裁量で検査の必要がないと判断した郵便物については、その旨を日本郵便に通知することとされ（関税法第76条第5項）、それらは配達に回ることになる。なお、財務省通達は、検査をしない旨の通知は口頭で足りるとしており（関税法基本通達76—4—2(4)）、現場ではかなり大胆に検査対象が絞り込まれていると推測される。実際、日本郵便が税関に提示する国際郵便物は、年間1億個以上にのぼるのである（財務省. 2020）。郵便物が到着した時点での国際的・国内的事情により、輸出国に応じて日本側の税関の取締りの重点が変化し、その結果検査努力のばらつきが生じることは避けられない。

¹⁰³ 現に、輸入が差し止められたほとんどの郵便物が輸出者に返送されてしまっている。この点で注目されるのは、2019年に郵便物が差止められて2011年に摘発に至った別紙4の事件10である。このケースでは、次のような事情があった。すなわち、現地から郵便物（EMS）を送ったベトナムブローカーが、自らも空路帰国する際に、そのEMS便が別送品であると携帯品・別送品申告書に記載、入国時に税関印を得て共犯者に交付したが、同共犯者が（免税措置を受けるために）税関に提出したために（別紙4参照）、輸入者とその申告行為が特定され、告発が可能となった。しかし、旅客の別送品としてでなく、単純に現地から発送される郵便物の場合はそのようなわけにはいかない。

¹⁰⁴ 注22参照

¹⁰⁵ 別紙4の事件4

¹⁰⁶ 注 22 参照

¹⁰⁷ 前同

¹⁰⁸ 前同

¹⁰⁹ 1.3 参照

¹¹⁰ 1.3 参照。その決定の背景には、べっ甲輸入の将来的な再開の見通しが全く立たず、また、タイマイ甲板収穫のためのタイマイ増養殖研究も事業化にこぎつける見通しが立たない状況であったことが関係していると考えられる。このタイマイ養殖の事業化は、商業ベースでべっ甲細工の原材料として供給するに足る大きさと厚みのある甲板をもつ成体まで生育させるにはコストがかかり過ぎる、という致命的な問題を当初から抱えていたのである(Lam, et al. 2011)。

¹¹¹ Milliken & Tokunaga. 1987

¹¹² その一般的な理由については、注 102 参照。

¹¹³ 関税法第 76 条第 1 項但書

¹¹⁴ そのような貨物については、輸出申告又は輸入申告の際、当該許可、承認等を受けている旨を税関に証明しなければならない(関税法第 70 条第 1 項)。

¹¹⁵ 関税法基本通達(蔵関第 0100 号)76-4-4

¹¹⁶ なお、2021 年の告発事件が郵便物による輸入であったにもかかわらず、なにゆえ摘発できたのかについては、注 103 参照。

¹¹⁷ 笹山. 2018。ただし、今日では、進歩の著しい DNA 鑑定により、甲板からその持ち主であるタイマイの生息域を特定できるようになっており(Jensen, et al. 2019)、警察がこれを取り入れれば証拠確保の可能性が生まれることにもなる。Kitade et.al (2021)は、その導入を提言している。

¹¹⁸ この点は、象牙を取り扱う事業者に適用される、より厳格な事業者登録制度(種の保存法第 33 条の 6 以下)にも基本的に当てはまることである。

¹¹⁹ 主務官庁は、届出事業者から、2 年に 1 度、2 年分の台帳の写しをルーティンで提出させてきたが、そこに記録されたデータに基づいて取引および在庫を監視することを怠ってきた。2018 年 11 月時点においては、直近の 4 年間である 2013~2016 年の年度末在庫が集計されていなかった(経済産業省生活製品課の坂元/JTEF の質問に対する文書による回答(2018 年 11 月 29 日付)。その後、著者から未集計の在庫データの集計、提供が求められ、2019 年 11 月にこれが回答された(2019 年 11 月 27 日付))。経済産業省は当時、その間の在庫の動向を把握していなかったのである。立入検査は、基本的には加工品でない甲板の取引を台帳に記載する義務が履行されているかどうかを確認することを想定したものであるが、それすら、少なくとも 2015~2019 年の 5 年間まったく実施していない(環境省の JTEF に対する令和 2 年 5 月 13 日付行政文書不開示決定通知書 環自野第 2005131 号。経産省の JTEF に対する令和 2 年 4 月 30 日付行政文書不開示決定通知書 20200402 公開経第 3,4,5,6,7 号)。無届事業に対する監視も、ヤフオク!上の取引において事業届出番号等の表示義務がほとんど無視されていることから、ほとんど行われていないものと推測される。

別紙1: 日本のタイマイ輸入量(年別・品目別、1993-2018年)(1/2)

		bodies (体全体)	bone pieces (骨片)	bones (骨)	carapaces (背甲)	carvings (彫刻)	derivatives (派生物)	ivory pieces (牙片)	jewellery (宝飾品)	leather items leather products (革製品)	live (生体)	scales (鱗)	shells (甲)	skins (皮)	specimens (標本)
1993	Imp.	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	Exp.	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	-	-	-
1994	Imp.	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	360
	Exp.	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-
1995	Imp.	-	-	-	49	61	-	-	-	-	2	-	-	1	199
	Exp.	-	-	-	300	51	-	-	-	-	2	-	-	-	200
1996	Imp.	-	-	-	460	37	-	-	-	1	-	-	-	-	-
	Exp.	-	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	525 1kg
1997	Imp.	-	-	-	133g	2	-	-	-	-	5	-	-	-	54 9596g 210ml
	Exp.	-	-	-	-	2	-	-	-	2	5	241	-	-	92 35flasks
1998	Imp.	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	200g	-	-	62
	Exp.	-	-	-	-	2	-	-	-	-	-	8	-	-	60
1999	Imp.	-	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	165 0.009kg
	Exp.	-	-	-	-	2	-	1	-	-	-	-	-	-	165 9g
2000	Imp.	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	Exp.	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2001	Imp.	-	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	150ml
	Exp.	-	-	-	-	1	-	-	-	1	-	-	-	-	1.5
2002	Imp.	-	-	-	1	6	-	-	-	-	3	-	-	-	-
	Exp.	-	-	-	1	4	-	-	-	-	3	-	-	-	-
2003	Imp.	-	-	-	-	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	Exp.	-	-	-	-	31	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2004	Imp.	-	-	-	-	117	-	-	-	1	-	-	-	-	-
	Exp.	-	-	-	2	28 3.6kg	-	-	-	1	-	-	-	-	-
2005	Imp.	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	Exp.	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-
2006	Imp.	-	-	-	-	7	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	Exp.	-	-	-	3	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-

別紙1: 日本のタイマイ輸入量(年別・品目別、1993-2018年)(2/2)

		bodies (体全体)	bone pieces (骨片)	bones (骨)	carapaces (背甲)	carvings (彫刻)	derivatives (派生物)	ivory pieces (牙片)	jewellery (宝飾品)	leather items leather products (革製品)	live (生体)	scales (鱗)	shells (甲)	skins (皮)	specimens (標本)
2007	Imp.	-	-	-	-	9	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	Exp.	-	1	1	11	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2008	Imp.	-	-	-	-	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	Exp.	-	-	-	-	4	-	-	-	-	-	-	1	-	2
2009	Imp.	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	Exp.	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2010	Imp.	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	Exp.	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2011	Imp.	-	-	-	-	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	Exp.	-	-	-	-	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2012	Imp.	-	-	-	-	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	Exp.	-	-	-	-	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2013	Imp.	-	-	-	-	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	Exp.	-	-	-	-	5	-	-	-	-	-	-	2	-	-
2014	Imp.	-	-	-	-	1.5	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	Exp.	-	-	-	-	0.5	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2015	Imp.	-	-	-	-	7	-	-	-	-	-	3	-	-	-
	Exp.	-	-	-	-	2 0.077kg	-	-	-	-	-	-	1	-	-
2016	Imp.	-	-	-	-	118	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	Exp.	-	-	-	-	80.34	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2017	Imp.	-	-	-	-	8	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	Exp.	-	-	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-
2018	Imp.	-	-	-	-	1.5	-	-	1	-	-	-	-	-	-
	Exp.	-	-	-	-	1.5	-	-	1	-	-	-	-	-	-
1993-2018 合計	Imp.	1	0	0	510 133g	402	0	0	1	2	10	3 200g	0	1	840 0.9605kg 360ml
	Exp.	0	1	1	317	228.34 3.677kg	2	1	1	7	10	249	4	0	1045.5 1kg 35flasks

* CITES TRADE DATABASE <https://trade.cites.org/> で、ウミガメ科 (Cheloniidae spp.)、タイマイ (Eretmochelys imbricata) について、輸入国を日本とする条件で、データを"Comparative tabulation reports"の形式でダウンロードし、年別、品目別にまとめた。

* 甲に関連する輸入品目には、carapaces (背甲)、scales (鱗)、shell (殻)、carving (彫刻: 広く加工製品が含まれると考えられる。)、bodies (体全体: 剥製のこ)、bones (骨)、bone pieces (骨片) が含まれる。甲に関連する品目としては、他にもchips (片)、claws (つめ)、pieces (片)、plates (板)、scraps (端材) が考えられるが、タイマイについてはこれらの品目での輸入実績はなかった。

* 単位のない数値は、piece(s) (個数) を示すものとみなした。

* "Imp."は輸入国 (日本) が報告したデータ、"Exp."は輸出国が報告したデータを指す。

別紙2: 日本のタイマイ輸出量(年別・品目別、1993-2018年)(1/2)

		bodies (体全体)	carapaces (背甲)	carvings (彫刻)	derivatives (派生物)	eggs(Live) (生きた卵)	jewellery (宝飾品)	leather items leather products (革製品)	live (生体)	scales (鱗)	shells (甲)
1993	Imp.	1	-	5	-	-	-	-	-	-	-
	Exp.	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1994	Imp.	-	-	8	-	-	-	-	-	-	-
	Exp.	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-
1995	Imp.	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	Exp.	-	-	61	-	-	-	-	-	-	-
1996	Imp.	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-
	Exp.	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1997	Imp.	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-
	Exp.	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1998	Imp.	-	-	-	-	-	-	-	-	4	-
	Exp.	4	-	2	-	-	-	-	-	-	-
1999	Imp.	-	-	-	-	-	-	-	-	5	-
	Exp.	-	-	1	-	-	-	2	1	-	-
2000	Imp.	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-
	Exp.	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2001	Imp.	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	Exp.	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2002	Imp.	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	Exp.	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-
2003	Imp.	-	-	3	-	-	-	-	-	-	-
	Exp.	-	-	7	-	-	-	-	-	-	-
2004	Imp.	1	-	2	-	-	-	-	-	-	-
	Exp.	-	-	3	-	-	-	-	-	-	-
2005	Imp.	-	-	117	1	-	-	-	-	-	-
	Exp.	-	-	12 4sets	-	-	-	-	-	-	-
2006	Imp.	-	3	1	-	-	-	-	-	-	-
	Exp.	-	-	4	-	-	-	-	-	-	-

別紙2: 日本のタイマイ輸出量(年別・品目別、1993-2018年)(2/2)

		bodies (体全体)	carapaces (背甲)	carvings (彫刻)	derivatives (派生物)	eggs(Live) (生きた卵)	jewellery (宝飾品)	leather items leather products (革製品)	live (生体)	scales (鱗)	shells (甲)
2007	Imp.	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-
	Exp.	-	-	9	-	-	-	-	-	-	-
2008	Imp.	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	Exp.	-	-	5	-	-	-	-	-	-	-
2009	Imp.	-	1	4	-	-	-	-	-	-	-
	Exp.	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-
2010	Imp.	-	-	-	-	-	-	-	15	-	-
	Exp.	-	-	-	-	-	-	-	15	-	-
2011	Imp.	-	-	-	-	20	-	-	-	-	-
	Exp.	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2012	Imp.	-	-	1	-	20	-	-	-	-	-
	Exp.	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-
2013	Imp.	-	-	6	-	-	-	-	-	-	2
	Exp.	-	-	7	-	-	-	-	-	-	-
2014	Imp.	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2
	Exp.	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-
2015	Imp.	-	-	-	-	-	-	1	-	-	1
	Exp.	-	-	9.5	-	-	-	-	-	-	-
2016	Imp.	-	-	86.01	-	-	-	-	-	-	-
	Exp.	-	-	85.98	-	-	-	-	-	-	-
2017	Imp.	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-
	Exp.	-	-	51.5	-	-	44	-	-	-	-
2018	Imp.	-	-	0.5	-	-	1	-	-	-	-
	Exp.	-	-	9.5	-	-	-	-	-	-	-
1993 - 2018 合計	Imp.	2	4	239.51	2	40	1	1	15	9	5
	Exp.	4	-	277.48 4sets	-	-	44	2	16	-	-

* CITES TRADE DATABASE <https://trade.cites.org/> で、ウミガメ科 (Cheloniidae spp.)、タイマイ (Eretmochelys imbricata) について、輸出国を日本の条件で、データを "Comparative tabulation reports" の形式でダウンロードし、年別、品目別にまとめた。

* 甲に関連する輸出品目には、carapaces (背甲)、scales (鱗)、shell (殻)、carving (彫刻：広く加工製品が含まれると考えられる。)、bodies (体全体：剥製のこと) が含まれる。甲に関連する品目としては、他にも、bones (骨)、bone pieces (骨片)、chips (片)、claws (つめ)、pieces (片)、plates (板)、scraps (端材) が考えられるが、タイマイについてはこれらの品目での輸出実績はなかった。

* 単位のない数値は、piece(s) (個数) を示すものとみなした。

* "Imp."は輸入国が報告したデータ、"Exp."は輸出国 (日本) が報告したデータを指す。

別紙3 タイマイの甲の輸入差止実績(1/2)

年	輸入差止 件数	差止 年月日	形態	輸出国	数量	重量(kg)／ (換算重量(kg))	輸送形態	処理
1998	12	1998/3/4	甲羅	インドネシア	92(枚)	9.72	郵便物	任意放棄
		1998/4/10	べっ甲	シンガポール	1(点)	(1.06)	旅具・航空	摘発
		1998/4/10	べっ甲	シンガポール	1(点)	(1.06)	旅具・航空	摘発
		1998/4/10	べっ甲	シンガポール	1(点)	(1.06)	旅具・航空	摘発
		1998/4/10	べっ甲	シンガポール	1(点)	(1.06)	旅具・航空	摘発
		1998/4/10	べっ甲	シンガポール	1(点)	(1.06)	旅具・航空	摘発
		1998/4/10	べっ甲	シンガポール	1(点)	(1.06)	旅具・航空	摘発
		1998/5/1	甲羅	スリランカ	29(枚)	(1.653)	郵便物	返送
		1998/6/5	甲羅	インドネシア	26(個)	(1.482)	郵便物	返送
		1998/9/7	べっ甲	シンガポール	1(塊)	65.71	旅具・航空	摘発
1998/9/7	べっ甲	シンガポール	15(塊)	旅具・航空	摘発			
1999	3	1999/12/22	甲羅	ドミニカ	20(kg)		郵便物	積戻・返送
		1999/12/22	甲羅	ドミニカ	10(kg)		郵便物	積戻・返送
		1999/12/22	甲羅	ドミニカ	10(kg)		郵便物	積戻・返送
2000	9	2000/6/13	甲羅	ニュージーランド	1(個)	(1.06)	旅具・海上	任意放棄
		2000/6/14	甲羅	インドネシア	1(個)	(1.06)	郵便物	任意放棄
		2000/1/21	甲羅	シンガポール	8,000(g)		郵便物	積戻・返送
		2000/1/21	甲羅	シンガポール	8,000(g)		郵便物	積戻・返送
		2000/1/21	甲羅	シンガポール	8,000(g)		郵便物	積戻・返送
		2000/1/21	甲羅	シンガポール	8,000(g)		郵便物	積戻・返送
		2000/2/28	甲羅	シンガポール	7,000(g)		郵便物	積戻・返送
		2000/2/28	甲羅	シンガポール	7,000(g)		郵便物	積戻・返送
2000/3/6	甲羅	シンガポール	8,200(g)		郵便物	積戻・返送		
2001	0							
2002	1	2002/5/25	甲羅	ドミニカ共和国	26,464(g)		郵便物	摘発
2003	5	2003/1/28	甲羅	インドネシア	87,849.7(g)		商業・海上	摘発
		2003/12/5	甲羅片	シンガポール	8.7(kg)		郵便物	任意放棄
		2003/12/5	甲羅片	シンガポール	8.7(kg)		郵便物	任意放棄
		2003/12/5	甲羅片	シンガポール	8.6(kg)		郵便物	任意放棄
		2003/12/25	甲羅片	シンガポール	8.02(kg)		郵便物	任意放棄
2004	7	2004/3/6	甲羅片	シンガポール	11.94(kg)		郵便物	積戻・返送
		2004/3/6	甲羅片	シンガポール	10.5(kg)		郵便物	積戻・返送
		2004/4/8	甲羅	シンガポール	1(個)	(1.06)	郵便物	積戻・返送
		2004/4/8	甲羅	シンガポール	1(個)	(1.06)	郵便物	積戻・返送
		2004/4/8	甲羅	シンガポール	1(個)	(1.06)	郵便物	積戻・返送
		2004/4/12	甲羅	シンガポール	1(個)	(1.06)	郵便物	積戻・返送
		2004/8/15	甲羅	不明	2(個)	(2.12)	商業海上	積戻・返送
2005	0							
2006	2	2006/02/22	甲羅	シンガポール	9.3(kg)		郵便物	任意放棄
		2006/04/10	甲羅	シンガポール	10(kg)		郵便物	任意放棄
2007	0							
2008	0							
2009	4	2009/03/18	甲羅	シンガポール	1(個)	(1.06)	郵便物	積戻・返送
		2009/03/31	甲羅	シンガポール	1,050(g)		郵便物	積戻・返送
		2009/03/31	甲羅	シンガポール	970(g)		郵便物	積戻・返送
		2009/11/18	甲羅	中国	35(個)	(1.995)	郵便物	任意放棄

* 輸入差止実績には、「タイマイ」という種が特定されていない場合もあるが、日本国内の需要を勘案すると、ウミガメの甲にかかわる品目はタイマイの甲または甲板であると推測できる。

* 1998/3/4差止め件の甲羅の重量は9.72kg。犯則者はシンガポールから入国、郵便物はインドネシアから別送品として送られた。郵便物は任意放棄されたが、犯則者は通告処分を受けた(財務省犯則処分表)。

* 1998/9/7差止めの2件の甲羅の重量は計65.71kg(財務省犯則処分表)

* 重量換算の方法について: 個数のみで輸入差止が記録された甲の数は、1個、2個および26個以上のいずれかだった。そこで、1、2個の場合は全形甲であると想定し、1個辺りの重量を1985～1987年に日本が輸入したものの平均値である1.06kg(Milliken and Tokunaga, 1987)とした。一方、26個以上の場合の甲は、全形甲からのはがされた甲板であると想定し、甲板1枚当たりの重量のデータがある2003年1月28日差止のケース(1,550枚で88kg)に倣い、1個0.057kgとした。

別紙3 タイマイの甲の輸入差止実績(2/2)

年	輸入差止 件数	差止 年月日	形態	輸出国	数量	重量(kg)／ (換算重量(kg))	輸送形態	処理
2010	0							
2011	0							
2012	1	2012/07/11	甲羅	シンガポール	10(kg)		郵便物	積戻・返送
2013	2	2013/04/13	甲羅	中国	90(個)	5.13	旅具・航空	任意放棄
		2013/05/02	甲羅	シンガポール	51(個)	2.907	郵便物	積戻・返送
2014	0							
2015	5	2015/03/27	甲羅	シンガポール	10.1(kg)		郵便物	積戻・返送
		2015/06/02	甲羅	ドミニカ共和国	10.2(kg)		郵便物	積戻・返送
		2015/08/21	甲羅	ドミニカ共和国	4.7(kg)		郵便物	積戻・返送
		2015/08/31	甲羅	ドミニカ共和国	4.9(kg)		郵便物	積戻・返送
		2015/10/28	甲羅	ドミニカ共和国	10(kg)		郵便物	積戻・返送
2016	8	2016/02/02	甲羅	ドミニカ共和国	8.24(kg)		郵便物	積戻・返送
		2016/02/09	甲羅	ドミニカ共和国	8.16(kg)		郵便物	積戻・返送
		2016/07/20	甲羅	ドミニカ共和国	9.8(kg)		郵便物	積戻・返送
		2016/09/21	甲羅	ドミニカ共和国	5.4(kg)		郵便物	積戻・返送
		2016/09/21	甲羅	ドミニカ共和国	5.3(kg)		郵便物	積戻・返送
		2016/11/16	甲羅	ドミニカ共和国	9.8(kg)		郵便物	積戻・返送
		2016/12/12	甲羅	ドミニカ共和国	5.4(kg)		郵便物	積戻・返送
		2016/12/15	甲羅	ドミニカ共和国	6.4(kg)		郵便物	積戻・返送
2017	11	2017/03/22	甲羅	ドミニカ共和国	5.3(kg)		郵便物	積戻・返送
		2017/03/27	甲羅	ドミニカ共和国	15.6(kg)		郵便物	積戻・返送
		2017/05/02	甲羅	ドミニカ共和国	9.8(kg)		郵便物	積戻・返送
		2017/05/02	甲羅	ドミニカ共和国	9.9(kg)		郵便物	積戻・返送
		2017/08/30	甲羅	ドミニカ共和国	34(個)	1.938	郵便物	積戻・返送
		2017/10/12	甲羅	ドミニカ共和国	32(個)	1.824	郵便物	積戻・返送
		2017/10/12	甲羅	ドミニカ共和国	6.5(kg)		郵便物	積戻・返送
		2017/11/02	甲羅	ドミニカ共和国	6.8(kg)		郵便物	積戻・返送
		2017/11/02	甲羅	ドミニカ共和国	6.5(kg)		郵便物	積戻・返送
		2017/12/18	甲羅	ドミニカ共和国	6.3(kg)		郵便物	積戻・返送
2018	8	2018/03/07	甲羅	ドミニカ共和国	6.4(kg)		郵便物	積戻・返送
		2018/05/22	甲羅	ドミニカ共和国	6.5(kg)		郵便物	積戻・返送
		2018/08/31	甲羅	ドミニカ共和国	6.2(kg)		郵便物	積戻・返送
		2018/08/31	甲羅	ドミニカ共和国	4.9(kg)		郵便物	積戻・返送
		2018/10/02	甲羅	ハイチ	3.5(kg)		郵便物	積戻・返送
		2018/10/15	甲羅	ドミニカ共和国	9.9(kg)		郵便物	積戻・返送
		2018/10/18	甲羅	ドミニカ共和国	9.9(kg)		郵便物	積戻・返送
		2018/11/06	甲羅	ハイチ	12(kg)		郵便物	積戻・返送
2019	8	2019/01/07	甲羅	ハイチ	4.9(kg)		郵便物	積戻・返送
		2019/02/05	甲羅	ハイチ	7.6(kg)		郵便物	積戻・返送
		2019/02/05	甲羅	ハイチ	8.58(kg)		郵便物	積戻・返送
		2019/02/06	甲羅	ハイチ	12.84(kg)		郵便物	積戻・返送
		2019/02/13	甲羅	ハイチ	2.6(kg)		郵便物	積戻・返送
		2019/04/22	鱗板	ハイチ	4.1(kg)		郵便物	積戻・返送
		2019/06/14	切片	ハイチ	6.4(kg)		郵便物	積戻・返送
		2019/9	甲羅	ハイチ	6,860.5(g)		郵便物	摘発

出典:ワシントン条約該当物品輸入差止等実績(大蔵省、財務省)。最近のデータについては、税関ウェブサイトにも掲載されている。
<https://www.customs.go.jp/mizugiwa/washington/washington.htm>

ただし、犯則処分表(大蔵省、財務省)、告発事件に関する著者の公判傍聴メモに基づいて修正した点がある。

参考:1994年(7月29日、タイマイ留保撤回)～1997年の輸入差止実績は、以下のとおりである。

1994年:15件、1995年:10件、1996年:7件、1997年:12件

(2000年3月24日付大蔵省関税局監視課の坂元に対する文書による回答)。

別紙4 関税法違反により告発に至ったタイマイの甲に関する無許可輸入事件(2021年6月10日現在)(1/4)

No.	処分年	輸入差止年	数量	輸出国	運送手段	運送形態	犯行形態	届出事業者またはその関係者の関与	被疑者	事件の内容	事件とベッコウ市場・業界との関連 & 犯行の組織性・継続性	出典
1	1994	1994	24kg	ドミニカ共和国	航空	旅客携行品	携行品内に隠匿	○	<ul style="list-style-type: none"> ・1A:ベッコウ甲細工販売会社役員(長崎市) ・1B:ベッコウ甲製造会社役員(長崎市);2021年12月現在、届出事業者(長崎市)の代表者 	<ul style="list-style-type: none"> ・1994年1月19日、被疑者らは、ドミニカ共和国で買い付けたタイマイの甲板(ツメ甲)約24kg(約800枚、300万円相当)をスーツケース内の麻袋に隠して、マドリード経由で成田空港に到着し、国内に持ち込もうとした。 	<ul style="list-style-type: none"> ・日本ベッコウ甲協会によると、1Aは、20年以上前から、独自の輸入ルートでインドネシアやカリブ海沿岸から甲羅を手荷物として持ち込み、長崎市内のベッコウ甲職人たちに売っていた。 ・本件の動機について、日本ベッコウ甲協会は「取引禁止で現地価格が下落し、国内取引価格との差が開きすぎたため、個人輸入のルートを知っていた会社役員が、利ザヤをかせごうとしたのではないかと述べていた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・1994/02/07NHKニュース「タイマイの甲羅密輸、長崎のベッコウ業者2人逮捕 東京税関成田支署」 ・1994/02/08毎日新聞記事「ワシントン条約で禁止のタイマイ密輸、容疑者2人を送検 成田」 ・1994/02/25朝日新聞記事「長崎のベッコウ業界困惑 タイマイ密輸事件」
2	1994	1994	587kg	ドミニカ共和国	航空	貨物	貨物に混入隠匿		2A:宝飾品・服飾雑貨品輸入販売業者(大阪府柏原市)	1994年3月2日、2Aは、ドミニカ共和国サントドミンゴ市内の装飾品製造販売会社で買い付けたタイマイの甲板587kg(8000万円相当)を、ボタンの材料などになる牛の角やひづめを入れた段ボール43箱に隠して大阪伊丹空港着の航空貨物で送り、「牛の角やひづめ」であると虚偽の申告をし、国内に持ち込もうとした。	2Aは、取調べに対して「タイマイの甲羅が輸入できなくなったので、ベッコウ細工の業界に高く売れると思った」と供述していた。	<ul style="list-style-type: none"> ・1994/06/21NHKニュース「タイマイの甲羅を大量に密輸 大阪の貿易会社社長を告発 大阪税関」 ・1994/06/22産経新聞記事「大阪税関業者告発 タイマイ500匹分、8000万円相当 ベッコウ材料密輸 図る」 ・1994/06/22朝日新聞記事「タイマイ甲羅500匹分 大阪の業者が中南米から空輸容疑」 ・1994/06/22読売新聞記事「タイマイ甲羅500匹分を密輸 業者を告発/大阪税関伊丹空港支署」
3	1996	1996	115.3kg	シンガポール	航空	旅客携行品	携行品内に隠匿	○	<ul style="list-style-type: none"> ・3&6&7A:ベッコウ甲卸売業(長崎市);2020年12月現在、届出事業者2社(いずれも長崎県西彼杵郡)の代表者 ・3&7B:漢方薬輸入販売業(長崎市) ・3&7C:スナック経営(埼玉県日高市) 	1996年3月21日、3&6&7Aから依頼を受けた3&7Bから、さらに依頼を受けた3&7Cは、シンガポールから成田空港へ帰国する際、タイマイの甲板115.3kg(1400万円以上相当)を、5つのスーツケースに詰め、知人とその家族合わせて6人で持ち込もうとした。	<ul style="list-style-type: none"> ・3&7Cは、この数年にシンガポールへ13回渡航しており、過去にもタイマイの甲を持ち帰ったと認めていた。 ・No.7事件参照 	<ul style="list-style-type: none"> ・1996/04/14産経新聞記事「タイマイの甲羅115キロ押収 成田空港で過去最高量」 ・1996/04/14中国新聞記事「タイマイの甲羅100キロ押収 成田で過去最高量」 ・1996/04/14毎日新聞記事「タイマイの甲羅115キロの密輸を図るスナック経営者、逮捕—成田」

別紙4 関税法違反により告発に至ったタイマイの甲に関する無許可輸入事件(2021年6月10日現在)(2/4)

No.	処分年	輸入差止年	数量	輸出国	運送手段	運送形態	犯則行為態様	届出事業者またはその関係者の関与	被疑者	事件の内容	事件とベツ甲市場・業界との関連 & 犯行の組織性・継続性	出典
4	1997	1995	3083.05kg	インドネシア	海上	コンテナ貨物	貨物に混入隠匿	○	<ul style="list-style-type: none"> ・4A:貿易会社(大阪市);2021年5月現在、届出事業者(大阪市中央区) ・4B:4A代表者(2020年12月現在も。) 	<p>1995年8月、4Aは、インドネシアの知人に依頼し、インドネシアから船便で大阪南港にボタン材料を輸入する際、同じコンテナに3083.05kgのタイマイの甲が入った段ボール70箱を隠して海上貨物として輸出させ、ヤシ殻を輸入すると虚偽の申告をし、国内に持ち込もうとした。</p>	<p>4Bは、取調べに対して「国内で装飾品に使われるベツ甲の原料が不足しており、転売すればもうかると思った」「値段が上がっており、ベツ甲の仲介業者や加工業者に高く売れると思った」と容疑を認めていた。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・1997/03/11朝日新聞記事「ベツこう、最多の2.7トン押収 密輸容疑業者を告発 大阪」 ・1997/03/11読売新聞記事「ベツこう原料「タイマイ」の甲羅2.7トンを密輸 過去最多の押収量／大阪税関」 ・1997/03/11毎日新聞記事「ベツ甲2.7トンを密輸 容疑の会社社長告発 大阪税関」 ・1997/03/12中国新聞記事「ベツ甲密輸入 過去最多2.7トン 貿易会社を告発」
5	1997	1997	31.45kg	シンガポール	航空	旅客	携行品内に隠匿	○	<ul style="list-style-type: none"> ・5&8A:無職(兵庫県尼崎市);暴力団関係者 	<p>1997年8月25日、5&8Aは、シンガポールから関西国際空港に帰国する際、大型スーツケース(縦80cm、横66cm、幅30cm)の中にベツ甲31.45kg(約300万円相当)を隠して、国内へ持ち込もうとした。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・5&8Aは、取調べに対して「親類がベツ甲製品製造業者で、持って帰れば喜ぶと思った」と供述していた。 ・5&8Aの次男は、現届出事業者X(大阪市西区)の代表者である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・1997/09/13毎日新聞記事「ベツ甲31キロを関空で押収 密輸容疑で男性逮捕」 ・1997/09/13朝日新聞記事「兵庫の男性送検 関空／大阪」 ・千葉地方裁判所 平成14年(わ)第2011号 関税法違反被告事件の2002年12月13日および2003年1月7日公判傍聴メモ(坂元)
6	1998	1998	119.61kg	シンガポール	航空	旅客携行品	携行品内に隠匿	○	<ul style="list-style-type: none"> ・3&6&7A ・6B:貿易商(シンガポール国籍) ・6C:(日本国籍) ・6D:(シンガポール国籍) 	<p>1998年4月10日、3&6&7Aらは、シンガポールから成田空港に帰国する際、7個の携行品内にタイマイの甲119.61kg(650万円相当)を隠し、国内へ持ち込もうとした。</p>	No.7事件参照	<ul style="list-style-type: none"> ・1998/06/06沖縄タイムス記事「成田でタイマイの甲羅押収」 ・1998/10/22中日新聞記事「タイマイ密輸 元締め容疑者逮捕 名空港署 運び屋に金払う」

別紙4 関税法違反により告発に至ったタイマイの甲に関する無許可輸入事件(2021年6月10日現在)(3/4)

No.	処分年	輸入差止年	数量	輸出国	運送手段	運送形態	犯則行為態様	届出事業者またはその関係者の関与	被疑者	事件の内容	事件とベツ甲市場・業界との関連 & 犯行の組織性・継続性	出典
7	1998	1998	65.71kg	シンガポール	航空	旅客携行品	携行品内に隠匿	○	<ul style="list-style-type: none"> ・3&6&7A ・3&7B ・3&7C ・7D: 会社員(金沢市東力) ・7E: 3&7Cの妻 ・7F: 7Dの妻 	<ul style="list-style-type: none"> ・1998年9月7日、3&6&7Aに依頼を受けた3&7Bと、そこからさらに依頼を受けた3&7C、7D、7E、7F(計5名)は、シンガポールから名古屋空港に帰国する際、7月に同国で買い付けたタイマイの甲1440枚=65.71kg(1000万円相当)を、15~18kgをまとめてポリ袋に入れ、粘着テープなどでくるみ、3&7C、7Eおよび7Fは約48キロをバッグの中に隠し、7Dは約18キロを同様にし、国内へ持ち込もうとした。 	<ul style="list-style-type: none"> ・この犯罪グループによるベツ甲の密輸は1995年12月に始まり、今回までの計15回でブラジル、パナマ、シンガポールから約690kg(約2億3000万円相当)を密輸入したと見られる。 ・3&6&7Aは、1998年3月頃、シンガポールで買い付けたベツ甲約186kgを4回に分けて名古屋空港ルートで密輸入することを計画。5月末から8月の間3回にわたって約120kgが既に日本に持ち込まれ、今回発覚したのが名古屋空港ルートにおける4回目だった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・1998/09/29産経新聞記事「タイマイ甲羅66キロ押収 密輸容疑で犯人逮捕 愛知県警」 ・1998/09/29中日新聞記事「タイマイ110匹分、1000万円相当密輸 過去3番目66キロ押収 名古屋」 ・1998/09/29朝日新聞記事「ベツ甲66キロ密輸入 容疑者3人を愛知県警逮捕 名古屋」 ・1998/09/29読売新聞記事「ワシントン条約禁止海亀「高値」の「タイマイ」甲羅密輸 3人逮捕/愛知県警」 ・1998/10/22中日新聞「タイマイ密輸 元締め容疑者逮捕 名古屋署 運び屋に金払う」
8	2002	2002	26.464kg	ドミニカ共和国	航空	小口貨物(郵便物)	貨物に混入隠匿	○	<ul style="list-style-type: none"> ・5&8A ・8B: 無職(大阪府八尾市); 暴力団関係者 ・8C: 無職(静岡県清水市) ・8D: 運転手(静岡県焼津市) 	<p>2002年5月25日、5&8Aの依頼により、ドミニカ共和国所在の送り主からタイマイの甲板26.464kg(当時、時価337万円相当)が、9~10kgに小分けされ、ビニール袋で何重にも梱包した上で3つの段ボールに箱詰めされ、乾燥した魚の腸であると記載されたインボイス作成のうえ、8Bを通じて5&8Aから名義貸しを依頼された3名宛、EMSで郵送され、東京外郵出張所に到着した。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・5&8Aは、現届出事業者Xの父である(事件5参照)。 ・5&8Aは、1997年のNo.5事件で執行猶予付懲役刑の言渡しを受けた後も、継続してタイマイ甲板の密輸をおこなっており、本件密輸(ベツ甲3箱)直前にも、5&8Aは少なくとも8~10箱の荷物をドミニカ共和国から受け取っていた。それらの荷物が日本に届けられる都度、Xから5&8Aに現金が振り込まれ、それらの振込み直後にXから8Bへ現金が振り込まれていた。 ・ドミニカ共和国からタイマイの甲板をEMSで送り出す共犯者が存在するが、それが何者かは不明である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・2002/08/31朝日新聞記事「禁止のベツ甲密輸入未遂の容疑 関税法違反で3人逮捕 千葉」 ・千葉地方裁判所 平成14年(わ)第2011号 関税法違反被告事件の公判傍聴メモ(坂元)
9	2003	2003	87.8497kg	インドネシア	海上	コンテナ貨物	運搬具に細工隠匿		9A: 貿易業(住所不定)	<p>2003年1月24日、9Aは、インドネシア(ジャカルタ)から大阪南港行き船便で大理石タイトルのジャカルタからの輸入代行をおこなうに際し、同国で買い付けたベツ甲87.8497kg(1550枚、300万円相当)を大理石タイトルの入ったクレートを収納する木箱を2重底としてそこに隠し、国内に持ち込もうとした。</p>	<p>9Aは、公判において、密輸ベツ甲の売り先としてX代表者を想定していたと供述した。X代表者とは3年前からの知り合いであり、X代表者が大阪でベツ甲専門の展示販売を行っていることを知っており、ワシントン条約の規制前にインドネシアから原材料ベツ甲をかなり買っていたことも本人から聞いていた。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・2003/05/24読売新聞記事「カメの甲羅88キロ密輸入 関税 貿易業者を逮捕 絶滅の恐れ「タイマイ」/大阪」 ・大阪地方裁判所 平成15年(わ)第2964号 関税法違反被告事件の公判傍聴メモ(坂元)

別紙4 関税法違反により告発に至ったタイマイの甲に関する無許可輸入事件(2021年6月10日現在)(4/4)

No.	処分年	輸入差止年	数量	輸出国	運送手段	運送形態	犯則行為態様	届出事業者またはその関係者の関与	被疑者	事件の内容	事件とベツ甲市場・業界との関連 & 犯行の組織性・継続性	出典
10	2021	2019	6.8605kg	ハイチ	航空	別送品としての小口貨物(郵便物)	別送品内に隠匿	○	<p>・10A:ベツ甲加工・販売(卸売)業(練馬区);2021年12月現在、届出事業者(長崎市)の取引を行う施設として、屋号が届け出られている。</p> <p>・10B:無職(長崎市);ベツ甲専門ブローカー、元貿易会社代表者</p>	<p>・2019年9月、10Aから依頼を受け、自らハイチに赴き、現地人を雇ってベツ甲245枚(6,860.5g)を調達した10Bは、インボイス作成のうえ、自らが帰国する際の別送品として、EMSで発送した。EMSは、東京税関 東京外郵出張所に搬入された。10Bは空路でハイチから帰国した際、ワシントン条約により輸入が制限されている動植物ではないと記載した別送品申告書を税関に提出して確認印を受けて10Bに送付、同人が税関にこれを郵送して、国内に持ち込もうとした。</p>	<p>・10Bは、ベツ甲の買付けについて40年のキャリアがある。貿易会社を営みベツ甲を合法的に輸入していた当時は、日本政府による輸入割当ての枠をトン単位で持っていた。当時、日本にはベツ甲関係の組合が7つあったが、10Bは6組合のベツ甲輸入について1組合当り500(kg)以上手掛けており、組合は10Bを頼っていた。</p> <p>・10Bのベツ甲業界における権勢は輸入禁止後も衰えず、ほとんどの業者はその言うことをよく聞き、逆らう者はいなかった。</p> <p>・10Bは、ワシントン条約でベツ甲の輸入が禁止されてからも違法にベツ甲輸入を続けていた。止めようと思ったことはあるが、昔の客から頼まれば、世話になったことであり、嫌とは言えないと公判で供述している。</p> <p>・10Bは10Aから顧問料として月3万円を、密輸に成功した際の報酬は別途受け取っていた。10A以外にも取引先はいるという。</p> <p>・10Aは、成功裏に密輸入されたベツ甲の転売も10Bに依頼していた。10Aおよび10Bは、公判廷で、本件以前に密輸したベツ甲の転売先として2つの届出事業者(2021年12月現在)の名をあげた。その一つはXであった。</p> <p>・公判廷で取り調べられた書証上、上記2社以外にも、10Aから買ったベツ甲が密輸品だと述べている届出事業者がいたことが判明している。</p>	<p>・2021/03/朝日新聞記事「タイマイの甲羅を密輸の疑い ベツ甲販売業の男ら逮捕」</p> <p>・東京地方裁判所 令和3年(わ)第407号関税法違反被告事件の公判傍聴記録(坂元)</p>

* 出典は、それぞれ個々に示した新聞記事、公判傍聴記録によるほか、各年の犯則処分表(財務省)および輸入差止実績(財務省)による。

* 被疑者が種の保存法にもとづく届出事業者またはその取引を行う施設(の関係者)に該当するかどうかは、特定国際種事業者届出簿(2020年12月31日時点)による。

* 色塗りした事件は、それぞれ同一の犯人グループによる犯行を示す。

* 事件No.を紫色で囲んだ事件では、いずれも密輸ベツ甲の転売先として届出事業者X(2020年12月現在、届出事業者(大阪市西区))またはその代表者(2021年5月現在、一般財団法人日本ベツ甲協会の役員)を想定していた旨被疑者が述べていた。

別紙 5

ヤフオク! 落札データの調査方法

ヤフオク!落札データの収集には、オンラインショッピングおよびオンラインオークション価格の比較・相場検索サイトである「オークファン」¹²⁰を使用し、「タイマイの甲およびべっ甲製品」がもれなく検索されるように一定のキーワード¹²¹を設定し、検索された落札データをダウンロードした(以下「ダウンロードデータ」という)。

ダウンロードデータから、まず「タイマイの剥製」および「タイマイの甲」(「全形甲」および「甲板」を含む。)に関する落札データを抽出した。これらはデータ数が少ないので、落札データを一つ一つ検証することで、その真正性を確かめることができるからである。

しかし、それら以外の「べっ甲製品」に関しては、ダウンロードデータの膨大さゆえ、そのような作業を行うことは現実的でない。そこで、タイマイの甲が主要な原材料である製品であることの検証は、一定の検索キーワードを設定しての絞り込みによって行うこととした。ただし、この方法によると、一定数の真正なべっ甲製品に関するデータが抜け落ちたり、逆にそうでないデータが入り込むことを完全に避けることは不可能である。そこで、次のとおり、2通りの異なった方式を採用することとした。

- A) 真正なべっ甲製品を極力含める方式(真正なべっ甲製品以外のものがデータに混入する可能性が相対的に高くなる。)¹²²
- B) 真正なべっ甲製品でない疑いのあるものを極力排除する方式(真正なべっ甲製品を取りこぼす可能性が相対的に高くなる。)¹²³

実際の真正な「べっ甲製品」に関するデータの総数は、A方式による値を大きく超え、またはB方式による値を大きく下回る可能性は非常に低いと考えられる。

「タイマイの剥製」、「タイマイの甲」(「全形甲」および「甲板」を含む)、「べっ甲製品」それぞれについて、落札件数、落札金額を年別に示す。



ヤフオク!で落札されたタイマイの剥製



ヤフオク!で落札された全形甲



ヤフオク!で落札された背甲側列の甲板

「べっ甲製品」については、落札データを以下のカテゴリーに分類し、カテゴリーごとに A 方式および B 方式でカウントした落札件数、落札金額をそれぞれ年別に示す。

- ✓ 装身具:ペンダント、ブローチ、かんざしなど



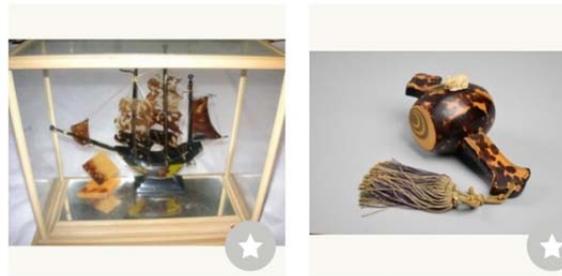
アンティーク 本龜甲 白甲…
現在 **11,000円**

【即決】170912011-11…
即決 **35,000円**

New!!
本龜甲 白甲 透かし菊花細…
現在 **33,000円**

ヤフオク!に出品されていたかんざし

- ✓ 調度品:置物、オブジェなど



置物 本龜甲 舟 美品
現在 **15,000円**

本龜甲細工 鼠と小槌 置物 縁…
現在 **11,000円**

ヤフオク! に出品されていた様々な調度品

- ✓ 眼鏡フレーム:フレームのみのもの、レンズ付きのものを含む。

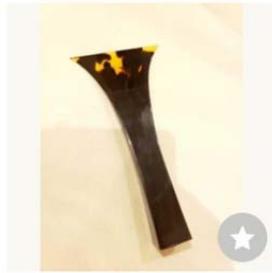


B5597 天然本龜甲 最高級18…
現在 **1,078,000円**

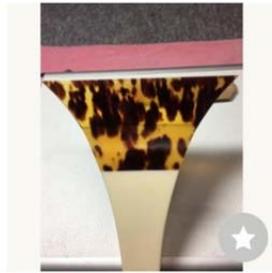
C6211 天然本龜甲 最高級18…
現在 **987,800円**

ヤフオク! に出品されていた眼鏡フレーム

- ✓ 撥:三味線の撥(他素材による本体の先端にべっ甲が取り付けられたいわゆる剥ぎ撥が多い。)



研磨調整済み 津軽三味線 本…
即決 **60,000円**



最高級 本龜甲撥 ベつ甲バチ …
現在 **59,800円**



コロナに負けるな!【本べつ…
現在 **50,000円**

ヤフオク! に出品されていた三味線用撥

✓ その他:生活用品、三味線撥以外の楽器(大正琴、ギター用ピック、津軽三味線用駒等)等



■本べつ甲ピック(本龜甲ギ…
現在 **3,800円**



New!!
HOSCO 本龜甲ピック トライ…
現在 **2,580円**



New!!
HOSCO 本龜甲ピック トライ…
即決 **2,550円**



アンティーク 本龜甲 大振り …
現在 **5,000円**

ヤフオク! に出品されていたされたピック

同じく靴べら

「タイマイの甲およびべつ甲製品」全体に関し(「べつ甲製品」のデータについては、B方式で抽出したデータをを用いる¹²⁴)、出品の寡占状況を示す。

「タイマイの剥製」および「タイマイの甲」のうち「全形甲」は、種の保存法による取引規制の対象となるので、同規制の遵守状況を検証する。

加工品でない「甲板」の譲渡を伴う事業については、種の保存法による事業届出制度の対象となるので、その遵守状況を検証する。

別紙 5 注釈

¹²⁰ <https://aucfan.com/>

¹²¹ 商品名におけるべっ甲の表記は、平仮名、漢字およびそれらの混成によるものがいずれも一般的に用いられている。そこで、検索キーワードとして、「べっ甲」、「鱈甲」および「べっこう」を設定した。

¹²² ダウンロードデータ(2018年:計 28,219 件、2019年:計 18,822 件)から次の商品を示唆するキーワードを含むものを除外した。

i) 明らかに「べっ甲製品」でないもの(コイ、メダカ、陶器、鉱石など)、ii) べっ甲に触発された商品であるが、原材料が真正なべっ甲でないもの(「べっ甲風」「べっ甲模様」「べっ甲？」等の単語が商品名に付加されたもの)、iii) 中古品でない有名ブランド眼鏡でかつ量販品と考えられる商品(一般に、真正なべっ甲眼鏡の新品は注文製造であり、かなり高額である。)および、iv) 一つの出品に複数商品が含まれ、その主要商品がべっ甲を原材料としていないもの。

その結果残ったデータが、2018年:計 15,029 件、2019年:計 14,493 件である。

¹²³ ダウンロードデータから、真正なべっ甲製品を指すと考えられるキーワード(「本べっ甲」「天然べっ甲」「張べっ甲」「べっ甲製」等)が含まれるデータのみを選別した。その結果、2018年:計 9,481 件、2019年:計 8,145 件のデータを得た。

¹²⁴ ここでは、出品者 ID ごとの落札件数や金額の絶対値ではなく、割合が考察される。そこで、真正なべっ甲製品でない疑いのあるものが極力排除された B 方式によって抽出されたデータを用いることで必要十分と判断した。